

- 一、預貯金利息又は信託利益に對する分類所得税の免除
- 二、國債利子に對する分類所得税の免除

免税に就いては普通銀行預金、信託預金並に國債の元本三千圓迄に對する利子に對しては課税されず、貯蓄預金並に産業組合貯金は元本五千圓迄としたのである。

又組合法施行に依つて普通銀行並に信託會社にも特典を與へたことは注目すべく、中にも全國地方銀行は臨時資金調整法並に銀行等資金運用令に依り資金運用範圍が狹隘化されつゝある現在、同法に依つて貯蓄銀行化に一步進められたことは注視すべきであらう。即ち

- 一、普通銀行は國民貯蓄組合の斡旋に係る貯蓄に限り貯蓄銀行法に規定される複利預金及び据置貯金を扱ひ得ることとなつた。
- 二、信託會社の最低引受制限額は信託業法施行規則に依つて五百圓となつてゐるのを三百圓に引下げ信託の大衆化を圖つた。

斯くて六月二十日より其の徹底普及化を圖つたが、其の九月末現在に於ける成績は左の如く組合員は我が内地人口の四一%五に達してゐることは貯蓄獎勵の效果を示すものと大に期待が持たれる。

全國國民貯蓄組合現勢調 昭和十六年九月末現在、單位(組、人、圓、錢、圓)

地域組合	職域組合			計	組合員人口對比 (%)
	官公署學校ヲ單位トスルモノ	其ノ他	組合員		
組合數	二六四、六四五	四、四〇一	四、六六六	一五、七〇五	四、四〇一
組合員數	三、七三三、六八八	四、二二一、一八八	四、〇三四、三九二	一、七六七、〇〇六	七、五六六、天六
貯蓄現在額	九八、〇九八、〇〇二	一六九、六九〇、八五一	四三、七五五、四二〇	一六、五九四、〇〇〇	一、五、七六八、七〇四
同一人當	二七、七六	四〇、二九	一〇一、一四	六五、七六	一〇、一三
同有價證券購入額	一八七、四二一、五五四	一四、八三三、六五五	八三、八五八、一三六	一五、四一、五五六	七、四六、〇七五

(備考)「組合員の人口對比」は昭和十五年十月一日現在(昭和十六年四月十八日內閣告示第六號)に據り算出せり

なほこれが金融機關別蓄積狀況左の如し

國民貯蓄組合貯蓄管理狀況調 昭和十六年九月末現在 單位(圓、%)

區分	金額	合計ニ對スル割合	區分	金額	合計ニ對スル割合
一、預ケ金其ノ他	一、四六二、五三三、四九一	八・五	郵便年金	一四、三六七、三六六	〇・八
郵便局	六九三、七八、一五二	三・二	特別銀行	九、六四六、三三三	〇・五
郵便貯金	五七、三三三、四四三	三・八	普通銀行	八七、六一、〇三二	四・九
簡易保險	八、〇四六、三〇〇	四・六	貯蓄銀行	五八、九三三、四一九	三・三

信託會社	一四、五九、七六	〇・八	二、保有有價證券	三〇九、〇八、九六	一七・五
産業組合	四七、二五、七五	一五・三	國債	一六九、六六、〇四	九・六
産業組合以外 ノ産業團體	二二、五三、六六	〇・七	貯蓄債券	九、九一、七六	五・二
無盡會社	一五、三九、五四	〇・九	報國債券	四、四七、九三	二・五
保險會社	六五、九〇、九七	三・七	其ノ他	三、二五、二四	〇・二
其ノ他	五、二九、七五	三・三	三、一及二ノ合計	一、七〇、三二、四八	一〇〇・〇
(資料) 大藏省調査					

〔備考〕本表ハ道府縣ヨリノ報告ニ係ル國民貯蓄組合貯蓄管理状況報告書ニ據リ作成セリ

斯くの如く組合が法制化せられたに依つて其の指導監督は容易となり貯蓄の増強はこれを契機として増進せられたのであるが、これに依つて初めて大藏省の國民貯蓄奨励局の設置は意義を有することとなつた。又河田藏相が新任勿々貯蓄の増進に新たな構想を必要とする旨高調したことが、この結果となつたのである。

十六年度の貯蓄実績

然らば、斯くの如き貯蓄組合法の施行並に貯蓄目標の引上の結果如何と云ふに

昭和十六年度國民貯蓄増加実績 (單位百萬圓)

郵便貯金	二、〇五二
簡易保險積立金	四〇五
郵便年金積立金	一七〇
銀行預貯金	六、一二六
信用組合貯金	一、五〇七
金銭信託	四四四
生命保險會社資金	一、〇五七
無盡會社資金	二二六
小計	一一、九八七
直接有價證券投資等	四、〇三三
合計	一六、〇二〇

(資料) 大藏省十七年五月五日發表に依る

其の目標額に對して九億八千萬圓の不足を來した。この不足した理由に就いて大藏當局談を引用すれば

この増加実績は目標額百七十億圓に比べ九億八千萬圓の不足となつてゐるが、右の目標額設定

に際し其の中に國債消化資金として約百十億圓を豫定したところ同年度内に於ける國債發行の實績は百一億九千一百萬圓となり豫定より八億九百萬圓の減少を見たのであつて目標額に對する不足額九億八千萬圓は略々之に對應した額と見ることが出来るのであるから大體所期の成績を擧げ得たものと言ふべく我が國戰時財政經濟の隆々たる進展とその圓滑なる運營に對する一億國民の絶大なる協力とを現はすものとして何よりの力強きを感じざる次第である

と質的に見て所期の目的を達したと述べてゐるが、之は又大東亞戰爭勃發に依る金融情勢の變化に待つところが多い。

なほこゝに注目すべきは組合貯蓄法に於ても組合員の自由性を尊重してゐることである。即ち、組合貯蓄法の施行當初は組合貯蓄とあるからには協同的精神からも成る可く中途解約を認めない方針を採つたのであつたが、預金の引出制限と同じく強制的意義を持つ貯蓄政策は却つて國民の貯蓄心理を萎縮せしめ、逆効果を招くとの見解の下に隣組等によつて行はれてゐる貯蓄組合規約中、事變終了後等の拂戻制限規約を撤廢して、十一月より預金者の必要に依り自由にその求めに應ずることとした。

之は政府が機會ある毎に述べてゐる預金の自由性を認め、貯預金に對して法律による制限を極力回避する方針を示唆したものであつた。

第五節 銀行合同の進展

合同の質的變化

中小商工業企業に營業の基礎を置き、相互依存の關係を維持しつゝ發展して來た地方中小銀行は十五年下期以來強化され來つた中小商工業機構の編成替と共に整理合同が一段と餘儀なくされるに至つたが、戰爭の長期化に伴つて中小商工業の形態も一層整理が急がれるに伴ひ銀行の整理合同も拍車を加へつゝある。

普通銀行異動調

昭和	増		減		少		差引 現在數
	合併ニ依 ル新立	其ノ他合 計	新立合併ニ 依ルモノ	吸收合併ニ 依ルモノ	買収ニ依 ルモノ	其ノ他合 計	
八年	二	一	二	五	三	二	二四
九年	四	一	二	五	四	四	二七
十年	二	一	四	一	八	七	二〇
							一八
							四六
							五八五

第五節 銀行合同の進展

五八五

年	十一	十二	十三	十四	十五	十六
増	二	四	二	二	一	二
加	三	四	二	二	四	二
減	二	八	〇	六	九	五
少	三	二	四	一	二	三
計	五	三	五	四	五	三
差引	四	四	三	三	六	三
現在	四	四	三	三	六	三
末	四	四	三	三	六	三

貯蓄銀行異動調

昭和	八	九	十	十一	十二	十三
合併ニ依ル新立	一	二	一	一	一	一
其ノ他合計	一	一	一	一	一	一
計	二	三	二	二	二	二
新立合併ニ依ルモノ	一	四	一	一	一	一
吸収合併ニ依ルモノ	一	一	一	一	一	一
買収ニ依ルモノ	一	二	一	一	一	一
其ノ他合計	一	二	一	一	一	一
計	二	八	四	四	四	四
差引	二	二	二	二	二	二
現在	二	二	二	二	二	二
末	二	二	二	二	二	二

年	十四	十五	十六
十四年	一	一	一
十五年	一	一	一
十六年	一	一	一

(資料) 大蔵省調

右の如く、銀行整理形態は事變下に入り、従來に於けるが如き、廢業、解散、轉業等は著しく減少し、合併に依る整理統合が行はれつゝあることは特異な現象と見ることが出来る。これは取りもなほさず弱小銀行の消滅を意味するもので永年に渉る大蔵當局の指導監督に負ふところ多大なるものがある。又従來に於ける一經濟地域一行主義に基き都市大銀行の地方銀行の吸収合併は極めて少く、地方群小銀行相互間に行はれてゐることも最近の現象として注目さるべきである。

即ち、シンジケート銀行團に依る弱小銀行の合併を昭和十年以降から見れば第一銀行の渡邊銀行買収(十三年)第百銀行の羽田銀行(十四年)野村銀行の大師銀行(十五年)三菱銀行の金原銀行(十五年)等で、十六年に入つてから第一銀行の麻布並に鐵業兩行、三井銀行の西脇、住友銀行の佐賀百六銀行等の買収が見られたが、これ等は寧ろ地元銀行の吸収と其の資本系統を明らかにしたものに通じなかつた。

斯くて、従來の銀行合同は中央集權化から地方的集權化に移行しつゝあるが、依然都市大銀行の地

湯澤	一、五〇〇	東邦	二、〇〇〇 (内拂込 一、二七五)
郡山商業	一、〇〇〇	兩羽	三、八七〇
會津	一、五〇〇	買收	
白河瀬谷	一、〇〇〇	新立	
羽陽	一、〇〇〇	山梨中央	一三、九〇〇 (内拂込 九、二二〇)
三浦	一、〇〇〇	買收	
村山	一、〇〇〇	群馬大同	五、八〇〇
東根	一、〇〇〇	買收	
第十	一〇、四〇〇	新立	
有信	三、五〇〇	隔岡貯蓄	一、六〇〇 (内拂込 四〇〇)
富岡	一、〇〇〇	買收	
大間々	五〇〇	買收	
松井田	五〇〇	買收	
下仁田	五〇〇	買收	
上毛	二、三〇〇	買收	
筑豊貯蓄	六〇〇	買收	
嘉穂貯蓄	五〇〇	買收	

三池貯蓄	五〇〇	買收	
平塚江陽	一、〇〇〇	買收	
明和	三、〇〇〇	買收	
鎌倉	一、四〇〇	買收	
泰野	一、〇〇〇	買收	
足柄農商	六〇〇	買收	
相模	一、〇〇〇	買收	
横濱興信	二、〇〇〇	買收	

積極化する銀行合同の主因

斯くの如き、銀行合同の盛行は何に依つて齎らされたかと云ふに、其の主因は

- 一、政府當局の積極的合同勸奨
- 二、地方銀行自體の資金運用難

の二點を挙げ得る。

既述の如く、大藏省の銀行政策の大綱方針は銀行の整理淘汰を目標として進められて來たと云つても過言でなく、機會ある毎に歴代藏相が述べたところであるが、我が國の銀行集中は金融當局の勸奨と其の内面的指導とが常に働いてゐたのである。

戰時經濟下に於て最も警戒すべきは金融界の不安、動搖であり、斯かる不祥事を未然に防止するために確固不動なる金融體制の確立が要請されるのであつて、後述の財政金融基本方策要綱にも一重要項目に取り上げられた所以であるが、この見地から地方銀行の整備合同は積極化されざるを得なかつたのである。河田藏相もこれに就き全國金融協議會第二回總會に於て爲した演説に於て

この機會に於きまして、金融機關の合同に就き一言申述べ度いと存じます。銀行、無盡會社等の合同は、最近の如く經濟界の變轉が著しい時に於きましては、金融機構強化の意味からも特にその緊要の度を増して來たものと言はなければならぬのであります。政府は銀行又は無盡會社が併立してゐる地方に就いては、必要に應じ合同の勸誘獎勵に努めてゐるのであります。將來に於ても銀行及び無盡會社の合同には一層力を注ぐ方針に變りはありません。唯その場合、劃一的に一府縣一行又は一社主義といふが如き主義を持つてはありませぬが、具體的には一府縣一行又は一社を適當とする地方も存するのであります。要は各地方の實情に應じ、最も適切且堅實なる合同に就き極力その遂行を勸誘獎勵する心算であります。諸君に於ても緊要なる合同に就いては沿革に捉はれず、私情を去つて一層衷心協力の實を擧げられんことを希望する次第でありますと述べ、又日銀當局も亦種々の機會に地方銀行の合同を慫慂した。然るに内外經濟情勢の悪化は國內體制の整備が急速に要請されるに伴ひ、銀行合同に對する當局の態度は積極化されるに至つた。

又一方、銀行合同を進捗せしむる要因は地方銀行の經營自體に藏されてゐたのである。即ち、地方銀行は資金運用難より收益率低下し、延いては經營維持困難を直接的動因とした。

全國地方銀行協會永田副理事長はこの間の事情を十六年四月大阪に開かれた同協會總會席上に於て卒直に述べてゐる。

地方銀行は國債乃至興業債券投資を通じて大いに經營内容を國策に即應せしめて居るが、之は一面に於て地方銀行が預金と貸出とのアンバランスのため已むを得ず證券投資へ向はざるを得ないといふ事實を背景とするものであると云ふことを認めざるを得ない。昨年度中の預金増加は十五億七千五百萬圓であつたが、之に對し貸出は僅かその一割、一億五千九百萬圓といふ全くの停頓状態を示してゐる(中略)斯かる貸出の萎縮は勢ひ地方銀行の収益に影響せざるを得ず、之が對策としては行内合理化、金利協定等によるコスト引下の必要なるのは勿論、更に地方銀行間の合同が必要であると信ずる。銀行合同は人的、物的資源の二重投下を防ぎ、金融統制を容易ならしめる意味に於て明らかに國策である。凡ゆる業界を通じての合同整理は急テンポに進行してゐる時、この大勢に目覺め進んで當局の合同政策に協力して戰時體制に即應すべきものと存ずる

と、この窮境を打開するためには合同或は其他經營の合理化が必要である旨を強調したのである。即ち、事變下に於て銀行に課せられた使命は浮動購買力の吸収と公債消化、生産力擴充資金の供給

の三つであるが、この内、地方銀行に於て容易に行はれる業務は産業界が量質共に増大した今日、預金の吸収と公債消化が最大なるものとなる。然るに地方銀行金利は最近相当低下を見た云へ、多数の銀行が濫立してゐるため、資金コストは未だ相当高く、従つて國債投資による利鞘は低く、これがため國債投資は自ら限度が生ずることとなるが、然し國債消化は銀行に課せられた至上命令であり、之が消化促進に就いて努力がなされなければならない。だに依つて資金コストの引下を考慮する必要が生ずるが、金利平準化運動による資金コスト引下の一段落した今日、企業のコスト割高を訂正し、又經營規模の擴大を通じて人的物的の節減、經營合理化を容易にし、資金コストの低減に資するものであるからである。

又一面、事變以來の企業規模は質量共に著しく擴大し、これに即應して企業金融も著しく大となり、従來の地方銀行では、斯かる巨大企業の資金需要に應じ切れなくなる。この場合、銀行合同により規模を擴大し、運用資金總額の増加を図ることは、尤大なる事業資金需要にも應じ得る能力を備へることとなる。更に又群小銀行の合同は資金の效率的使用をも可能ならしめる。斯くして地方銀行の合同は、時局緊要の生産力擴充資金の供給に貢献することとなる。

斯かる内面的事情の外に、銀行合同を促進するものに、従來からの主要業務たる中小商工業金融に

戦時金融対策は重大なる轉換を與へた。即ち、産業再編成に伴ひ、中小商工業者の大部分を占むる平和産業に於て合同整理が行はれ、これ等の救済には極力特殊金融機關の設置、動員となつた結果、従來の中小商工業金融機關は質的に變化し、これは取りも直さず地方銀行の營業分野の狹少化を招來し、必然的に弱少銀行の整理を促した。

斯くの如く、地方銀行は中小商工業の整理と、既述の如き臨時資金調整法並に銀行等資金運用令による劃期的金融統制のため、地方銀行の投資範圍は縮小されることとなり、低利債殊に公債投資の増加は利鞘を縮少し、加ふるに産業組合の活動による打撃は輕視出來ないものがある。生産力擴充資金の都市集中傾向は強められ、配給組織の變革による商業金融の減退は地方銀行の特質を奪ひつゝある。斯うした理由に基き群小銀行の整理合同は戦時金融機關の完成の建前より今や時代的要求となりつゝある。

貯蓄銀行の合同に就いても大體地方銀行と同様なることが云へるが、然し、貯蓄銀行は大衆の零細なる預金を取扱ふ關係上、預金の安全性を期する上から細部に亘つて政府の嚴重なる監督を受けてをり、資金運用上に於て普通銀行の如き妙味は少く、其の反面變動期に對する抵抗力は強靱性を有するが、地方銀行の如く投資物選擇の自由が減殺されて行く時、資金コストの低下は圖るべきであり、これに依つても合同は必至と見られ、謂はんや、大部分の貯蓄銀行は親銀行として普通銀行の傘下にあ

り、親銀行の合同に依つてこれ等傘下銀行も合同の運命にある。斯くて、銀行合同は相田局長に依り一層進展したのであるが、其の合同方針は合同に際して預金と自己資本との均衡を圖るため、従来から見られた減資が強要せられたのである。其のため資本金別に依るこれが推測は當を得たものと思はれないから、預金額別に合同の成果を見れば左の如くである。

地方銀行階級別預金額調

等級別	昭和十五年三月末		昭和十六年三月末		昭和十七年三月末	
	行數	預金計 千圓	行數	預金計 千圓	行數	預金計 千圓
預金一億圓以上	一七	二,七〇〇,三三六	三	一,〇〇〇,一八二	三	六,四七五,三三六
同五千萬圓以上	三三	一,一六七,九三六	二九	一,〇七〇,三三六	三〇	一,〇七〇,三三六
同一千萬圓以上	〇〇	一,七九七,三三六	三三	一,〇七〇,三三六	三〇	一,〇七〇,三三六
同五百萬圓以上	三三	一,一〇一,三三六	三三	一,〇七〇,三三六	三〇	一,〇七〇,三三六
同五百萬圓未満	一三九	一,〇七〇,三三六	一〇一	一,〇七〇,三三六	一〇一	一,〇七〇,三三六
合計	二七三	六,八三六,〇三六	一〇一	一,〇七〇,三三六	一〇一	一,〇七〇,三三六

(資料) 全國地方銀行協會調査

中央、地方の聯携強化

斯る地方銀行の合併を招來せることは同時に地方銀行の機能が従來と著しく相異して來たことを物語るものである。

従來の地方銀行の職能は地元にて資金を吸収し、これを地方産業育成のため地元へ還元するにあつたが、産業機構乃至は配給機構の變革に依つて地方金融は衰退の傾向にあり、これが結果として地方資金は企業規模の増大に伴ひ中央に於て運用すると云ふ傾向が生ずるに至つた。又企業資金の増大は個々の銀行の資金よりもこれ等を集中せる資金供給を必要とし、共同連帶的なものとした。斯かる點から今後の銀行首腦者は地方事情の明るき者よりも寧ろ中央事情に通ぜる者を必要とせしむると共に金融統制の強化に連れて中央銀行との關聯性は一層昂揚せられ、これがため、中央、地方の提携強化のために中央銀行人の地方銀行進出と云ふことが生じたのである。更に又銀行合同は被合同銀行から首腦者を得ることは至難なる事情あると、銀行刷新の意味からも新人を起用して今後の經營に充たらしむる現象が起きたのである。斯くて日銀から地方銀行の首腦者を求めることがこゝに初めて有意義を存するのである。

右の現象は事變下に入ると共に特に左の如く顯著となつた。

氏名	派遣銀行並職名	就任年月
岡野清豪	三和副頭取	一九二一年八月
中山豊	北海道頭取	一九二一年九月

第五節 銀行合同の進展

安倍四郎	元中越頭取	
肥塚政平	山蔭合同取締役	一三、二
平山徳雄	伊豫合同頭取	一五、一
君島一郎	朝鮮副總裁	一
馬場勇	横濱興信副頭取	一一
小島友治郎	群馬大同頭取	一六、三
佐治仲太郎	佐賀中央取締役	
上村春馬	横濱興信取締役	四
山内信次郎	山蔭合同頭取	
柏木純一	七十七頭取	五
高安禮三	横濱興信頭取	六
大村恭	十八取締役	一〇

〔備考〕十七年三月現在

斯かる現象に伴ひ日銀では地方金融機關との連絡を一層緊密ならしむるため、支店の増設を圖ると共に十六年六月、本店營業局内に地方課を新設するに至つたが、又一方、地方銀行の整理進捗に伴

ひ、十六年下期から日銀代理店並に國稅代理店の増設を圖つたことは一方、地方銀行の内容充實を示唆する點であらう。

日本銀行國稅代理店の創設

金融統制の強化に伴つて全國普通銀行は其の業務に就いて嚴重なる監督を受けると共に、銀行合同の成果に依る基礎強化に依つて特殊銀行と同様な相貌を呈し、公的機關たる色彩を濃化するに至つた。この傾向に連れて日本銀行國稅代理店制度が創設された所以を知るのである。

日本銀行國稅代理店制度は七月大藏省令に依つて「日本銀行國稅受入に關する特別取扱手續」が公布施行せられ、これに基き八月より實施された。

この制度は日銀及び郵便局に於ける國稅事務の繁忙状態を緩和すると共に、國稅金の收納場所を可及的増設することに依つて納稅者の利便を圖り納稅の向上を期した外、預金と稅金の振替決済に基く通貨節約を目指したものである。

斯くて最初東京市に實施せられ、本店銀行のみならず支店、出張所等も國稅代理店に指定され、其の後大阪、京都、名古屋、神戸の四大都市にも普及された。この國稅代理店は日銀代理店の一種であつて、日銀との契約に依つて行はれるものである。

臨戦態勢の銀行政策

銀行合同に就いて政府當局が積極的に勸奨するに至つたことは前述したところであるが、何故に銀行合同を積極的に行はなければならなかつた理由は第七十六議會に提案した國家總動員法の改正に依つても推察し得るのである。

國際情勢の緊迫化に伴つて、何時如何なる事態に遭遇しても搖ぎなき體制を確立すべきは時局の益を要請するところであり、況してや金融界の不祥事は極力回避すべきことは勿論で、これがため銀行の基礎強化は必然的なる要素となり、これを前提條件として總動員法の改正が行はれたのである。即ち、銀行の内容如何に拘らず銀行が取付を受けた場合、政府が預金者を救済する手段が講ぜられたことにあつて、これがため一方に銀行の基礎強化を要請された所以を知るのである。

右總動員法改正に依つて我が國の臨戦態勢は整へられ、金融界の戦時非常對策もこれに依つて整備されたのである。これは總動員法第十一條の金融統制に關する規定條項の後段に債務の引受又は債務の保證に關して政府は必要なる命令を爲し得る規定が挿入されたことにある。

この改正は金融統制の實際に鑑み銀行に對し融資命令を發動する外、これに對し債務の引受又は保證を命ずる方が、より效果的に目的を達し得る場合を考へられるからである。例へば政府が興銀に融

資命令を爲し興銀がこれに基き特定の會社に資金を融通し、其の會社が其の資金を以て他の金融機關からの借入金に辨濟を爲すと云ふ如き場合に於て、會社の當該金融機關に差出してある手形の引受を興銀に命ずれば複雑な貸付、辨濟等の手續を省略して同一の目的を達し得る事が考へられる譯である。又新に資金を調達する必要がある會社に資金を供給する場合、一々興銀に對し融資命令を出し興銀が資金を調達して貸付けなくとも興銀に保證を命じ、市中銀行から資金を調達せしむることとすれば之亦同一の目的を達する譯である、これに依つて後述の軍需手形引受制が實施されたのである。

右改正に基き債務引受又は債務保證の命令は、銀行等資金運用令に依る融資命令と同様、特殊銀行就中興銀及び殖産に對してのみ發動し、一般の銀行其の他の金融機關に對しては發動が豫想されてゐないが、然し事態の變化に依る萬一の場合には本追加規定の活用により經濟界の不安を防止することが大きな狙ひであつた。

右の如く、今回の總動員法改正は少しの字句の追加に依り金融界の非常時金融對策が採られたが、これ迄に着想するには金融當局の苦心は相當察すべきものがある。十五年の大晦日、廣瀬大藏次官は相田局長が歸宅したのを本省に又呼び寄せ、國際情勢は一路悪化する現狀に於て、空爆等に依つて金融界が動搖したる場合の措置を正月の休日中に樹立することを命じたのである。相田局長は各權威者を歴訪し意見を聞き構想を練つたが中々妙案は得られず、やうやく苦心の末總動員法改正に考へ付い

たのであつて、同氏の功績の一つであり、大藏當局の苦心したところである。

一斯くの如く非常時金融對策は昭和二年の金融恐慌の際採られたる如き憲法第七十條のモラトリアム等の發動を行はず、債務の引受、債務保證の命令に依つて當該銀行に積極的に融資せしむることに其の特質が現はれる。

又既述せる兌換銀行券條例の臨時特例に關する法律も非常時金融對策の一翼を爲すものであることを想起すべきである。

而して改正總動員法は三月法律第十九號で公布、同二十日より施行を見た。

この總動員法第十一條の改正に伴ひ、同法發動に基く銀行等資金運用令の勅令も改正せられ、七月勅令第七百七十二號で公布、即日實施となつた。

なほ改正總動員法は第十一條の外に金融界就中、事業界に重大なる影響を與へる事項があつた。これは新に第十六條の三が追加されたことにある。即ち

政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營讓渡、廢止若しくは休止又は法人の目的變更、合併、解散に關し必要な命令を爲すことを得とされ、必要に應じ特定の事業の開始を制限又は禁止すると共に、生産計畫並に技術的見地より見て必要ある場合に於ては事業の委託、共同經營、讓渡、廢止或は休止を命じ又は法人の目的變更、合併

或は解散に關する命令を爲し得ることとし、産業の整備統合を圖らんとするにあつた。この主なる目的は産業界の再編成にあつたが、其の適用範圍は廣く銀行合同に付ても及び得るものとなつてゐたのである。

第六節 金利の調整

組合金融の新編成

既述の如く、銀行間の金利協定は著しく促進して其の間何等の間隙もなくなつたが、未だ地方銀行と産組地方金利との間に於ては協定の餘地十分あるに鑑み、十五年十二月に大藏省銀行局長並に農林省經濟更生部長通牒を地方廳に通達するところあり、又産業組合施行規則の改正に伴ふ金利平準化運動に即應して産業組合中央金庫では十六年二月勿々、全國を十四地區に分けて、地方金融機關と協議會を開催し、金利平準化運動を積極的に開始するに至つた。これと共に、産組中金では地方的金利を誘導する目的より三月利下を斷行した。

斯くて、地方金利平準化も大に進捗されたが、農村に於ける通貨滯留傾向は農村收入の増大と共に

著しきものがあり、これが延いては府縣信聯の預り金の増大となつて現出してゐる一方、この貸出状況は有價證券投資並に商工金融に向けられて本來的な農業金融は左程振はざる實狀にある。斯くの如きは、食糧増産が切實に叫ばれてゐる今日、金利低下は農村に對して何等の利益を齎らさず、反つて地方銀行の領域を侵すとも考へられるので、産組中央會並に中央金庫ではコスト低下を利用して農業金融に於ける従来の擔保主義を排して積極的な農業經營の指導監督を行ふこととなり、左の方法を樹立した。これが協同金融實施方策として従来の信組貸出方針に轉換を與へたと共に産組の協同金融實現への第一歩となつたものである。

ハ、産業組合のなすべき事項

- (一) 農會の増産計畫と金融的連絡を密にする
 - (二) 生産資金の貸出は原則として部落單位の協同金融とする
 - (三) 積極的に不合理金融を排除し町村内の金融統制に乗り出すこと
- 二、農事實行組合のなすべき事項
- (一) 部落内の負債整理をなすこと
 - (二) 部落内の所要資金の供給は實行組合が中心となつて一元化を圖ること
- 組合金融は低金利の徹底化に連れて重大なる轉換が齎らされたが、十五年九月新立された全國金融

協議會には産業組合中央金庫が組合金融代表として參加して來たが、この中央金庫の單獨加入のみには必ずしも農村金融を全的に代表すると云ひ得ないところから、三月に於て單位産組、信聯、漁聯を一九とする全國組合金融協議會が設立され、これが産組金融、漁組金融を代表して全國金融協議會に加入すると共に、組合金融の整備擴充に當ることとなつた。

一方、勸銀では食糧増産報國に呼應して、農村金融機關と協議の上、重要農産物の増産資金として低利資金を貸出す外、この主旨を自作地買入、耕地開發改良等類の重要農山漁村關係資金にも擴張すると共に、都市方面に於ても住宅難緩和のため住宅建築にも適用し、八月新利率を決定、實施した。

斯くて、低金利の普遍化は各方面の融資を積極化ならしめたが、一方、政府は内地のみならず外地にもこれを徹底せしむるため、朝鮮並に臺灣に於ける郵便貯金利率の現行三分一厘二毛を三分に引下げ、四月より實施した。これが因となつて鮮内各金融機關の金利協定は一段と進展し、十月に於て新預金利率の協定が成立した。

政府支拂調整協議會の設置

戦時下に於ける巨大豫算施行に伴ひ政府支拂の過、不足並に時間的相違等に依つて金融市場に不要の摩擦を惹起せしめ、これが戦時經濟運営を阻害する一大誘因を爲してをり、これが打開解決は歴代

戦時内閣の懸案の一つとなつてゐたのである。

政府に於ても十四年度豫算實行に關する各省連絡機關を設けるところあつたが、これは實行豫算編成に依る經費の節減、物資節約を目標としたもので、寧ろ政府支拂の壓縮と云ふ作用を行ひ、金融梗塞の一斑となつたものである。

然るに政府豫算の益々尨大なるに伴ひ、政府支拂の進捗如何が金融情勢に與へる影響力は多大となり、公債消化が愈々切實なる問題として登場するに至つて貯蓄奨励と關聯してこれが對策は問題化するに至つた。

即ち、三月の日銀主催金融懇談會に於て政府資金撤布の計畫化並に租稅納期の分散化の必要が力説された。

斯くて大藏省でもこの點を考慮し、國庫資金の對民間支拂及び民間資金の國庫への引揚を可及的調節するため、陸海軍を始め國庫金の大口支拂者たる他官廳の關係官を以て政府資金收支調整協議會を設置し、十六年度豫算から政府支拂の計畫化を實施した。

右協議會は隨時會合し、關係各省では今後毎四半期毎に支拂見込額並に一ヶ月毎に毎旬の内譯を大藏省に報告し、大藏省ではこの政府支拂見込額と他方租稅其の他の引揚額を睨み合せて、政府支拂を積極的に促進し、或は抑制し、以て國庫金の受拂による金融市場の不要の擾亂を未然に阻止すること

となつた。

右に依つて國庫支出の計畫化が行はれたのであるが、なほこの問題に關聯して、全國金融協議會第二次總會に出席のため四月、東京發西下した結城日銀總裁は車中談に於て、政府支拂の方法に就いても考慮を要するものがあるとして、獨逸に行はれてゐる様な事業手形に依る支拂を暗示したが、右は政府資金撤布超過による惡影響を未然に防ぐと同時に、インフレに對處する一つの方策として一考に値するものがあつたが、これが一つの變形として後述の軍保證手形が現はれたのである。

然らば右協議會の出現に依つて政府支拂は如何に推進したかと云ふに、

政府資金總支拂超過高 (單位百萬圓)

昭和十六年

昭和十五年

一	月	一	二六六
二	月	△	一六七
三	月	六六	二八九
四	月	一、二一〇	四九五
五	月	一、〇二〇	四三四
六	月	九四五	五六六

七月	六七五	一五七
八月	八二八	二九四
九月	四三七	九六
十月	二四三	三五六
十一月	二八二	三六六
十二月	二、一六〇	一、一六三

〔備考〕△印引上超過、米、軍需證券を含む

十六年前半は政府の引上超過となり、これが政府資金撤布の計畫化となつて、大體順調に放出せられたのであるが、後半に於て減少を見たのは軍需手形の發行の進捗に伴ひ、軍需手形は「應政府資金の前拂ひとも目すべきものであるからインフレ阻止のため政府支拂が抑制された結果であつて、又これがため十二月は多額の政府支拂が撤布されたのである。

なほ政府支拂の調整と共に米穀證券の償還が金融市場に與へる影響多きに鑑み、償還期日を適宜に定め、市場資金の緩急に資することとしたことは注目すべきである。

即ち、從來交付米券の支拂期日は、米穀證券發行規程により四月一日、八月一日、十二月一日の年三回であつたが、大藏省では最近に於ける米券發行高が漸次増加傾向なるに顧み、これが金融市場に

及ぼす影響を考慮し、十六年十月以降より支拂期日を年三回に一定せず米穀事情、金融情勢等を勘案して適當に定めて行くこととした。

短資市場調整工作

事變以來政府の支拂ひは生産力擴充資金の效果的遂行を狙つて前拂金制が盛んに活用されたのであるが、既述の如く、十四年秋に於てインフレ的傾向の示現を見てから著しく引締められた。然るに斯かる政府支拂ひの手加減は十五年春以來、金融市場に於ける梗塞状態を招來する有力なる原因となつて金融機關からも政府支拂の進捗要望となり、當局も遂に十五年秋には再轉、緩和政策として前拂金制を復活するに至り、十六年に入ると共に、國際情勢の緊迫に對應して國防力の萬全を期するため、其の前拂金も從來普通注文額の半分程度であつたものを四分の三程度に擴張する狀況で、政府資金の撤布は著しく進捗したのである。

これがため、短資市場は政府資金撤布の進捗と鮮臺兩行券發行制度改正を因として遊資横溢し、翌日物日歩の如きは月央六厘と十四年六月以來の安値を示現し、協定資金は勿論、協定外資金さへも處分難の有様となつた。

東京短資(翌日物)日歩 (單位厘)

これが引受を爲すものであつて、これが爲に政府は興銀に對し國家總動員法第十一條に基く債務引受命令を發動したのである。

而して其の運用方針は左の如くであつた。

- 一、軍需手形を振出し得るものは軍から注文を受けた軍需會社又は個人であるが、差し當り大會社のみとし下請業者には及ぼさない方針である。
- 一、軍需手形の引受限度は短資市場の状況と見合せて陸、海軍、大藏各省並に日銀、興銀が協議して毎月決定する。
- 一、軍需手形を振出した業者は取引銀行に割引を求めて事業資金を得ることになるが、市中銀行の割引率は水曜會協定による最低割引日歩一錢一厘を適用する。
- 一、この手形を割引いた市中銀行は興銀に買取を求め或は日銀に再割引を求める、興銀の買入は日歩一錢一厘の割合に依り、日銀の再割引は商業手形の最低日歩九厘によることとなるが大體原則として興銀で買入れる方針である。
- 一、この軍需手形は豫算外契約による發注の場合にも利用される。豫算外契約による發注の場合には前拂制度が認められてゐないので今回の方法はこの部面で相當利用され、その意味で事業金融に貢獻するところ大である。

實施當初は手續の複雑化から利用者は少かつたが、年末接近に連れて漸次増加するに至り、これと共に個々の認可の煩雜化を防ぐため、銀行等資金運用令を改正し、施行規則に依り包括的に其の資金を認可を要するものの外に置くこととなり、十一月告示を以て軍需手形の割引に依り融通する資金並に輸出不能に因る損失補償制度に基き買取機關に對し融通する買取資金の兩者を指定した。又十二月に於ては商工省監理局の大藏省移管に伴ひ、施行規則を改正するところあつた。

第七節 起債對策の前進

高度計畫化の樹立

生産力擴充資金の需要増大に對して如何に之を充足するかは戰時下財政經濟政策に課せられた一大問題として、歴代當事者の最も苦心した點であるが、事變勃發以來の起債市場は多少の波を上下しつつ不味の一途を辿つたと云つても過言でなく、之が爲、既述の如く十五年夏、興業債券の地方銀行特別割當に依る起債確保を圖る一方、秋よりは起債計畫委員會に依る劃期的な起債計畫化に第一歩を踏み出したのであつたが、十六年に於ても各四半期毎に起債計畫が樹立せられ、當該計畫に即應して官

應、シ團、公募の三分主義に基き起債は推進せしめられたのであつた。

十六年度起債計畫 (單位千圓)

	第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期	合計
本邦特殊會社債	1,400,000	1,200,000	1,200,000	1,400,000	5,400,000
本邦一般會社債	600,000	1,100,000	1,200,000	1,000,000	4,900,000
滿洲關係債	1,100,000	1,100,000	1,200,000	1,200,000	4,600,000
支那關係債	300,000	100,000	300,000	100,000	800,000
合計	3,400,000	3,600,000	3,900,000	3,700,000	14,600,000

斯くて、起債界の計畫化に連れて起債市場は、從來の如き公開市場性を喪失し、この兩年前とは全く其の面目を一新するに至つたが、一方斯る起債を推進せしむるために既述の政府支拂の計畫化も圖られたのであるが、これが消化對策として金融界の積極的對策並に起債當局の新機軸がこゝに見出されたのである。

なほ、右起債計畫には興業債券等の如き金融債券は除外されてゐるが、これは社債發行は總て生活消費資材を爲すものであり、金融債券は發行當時に於ては當該金融機關に集積せられ、貸付の形をとつて初めて生活消費に向ふものであるから、發行に際しては制肘を加へる必要なく、貸付に際してのみ意を用ゆれば良いと云ふ從來の生産消費的方面に對し制肘を加へる見解に依るものであつた。

社債引受機構の擴充

斯る起債計畫の三分主義と起債市場の狹溢化は必然的にシ團親引の責任が加重する結果となつた。これに顧みシ團銀行十六行及び四信託では社債消化促進策として十六年一月に於て、又もや、十五年十月に於ける申合せと同様、極力消化に盡力し、賣放ちを自制し、又證券業者其他の社債引受に當つては適當な方法で融資の便宜を與へることの申合せを行ひ、引續き四月の全國金融協議會第二回總會に於ては

戰時經濟の進展に伴ひ國債の消化と生産擴充資金供給の必要は愈々其の緊切を加ふ、全國金融協議會所屬各金融機關は相互連絡協調して一層資金の蓄積に努力し、又資金の運用に就いては國策に即應して適切なる資金計畫を樹て金融の圓滑なる疏通並に國債消化の萬全を期すること

との申合せを爲し、國策に協力する旨を鮮明するところあり、地方銀行協會でも十五年八月より實施した會員銀行の興業債券特別割當による總額三億五千萬圓の一ケ年消化の豫定計畫は豫期以上の成績を以て完了したるに鑑み、協會では六月以降向ふ一ケ年間に興業債券三億五千萬圓、社債券一億圓、總額四億五千萬圓の特別引受を行ふことに決定し、これが圓滑消化を期し、協會内に證券投資委員會を設置して、起債當局と密接なる連絡を採ることとなつた。猶興業債券の發行計畫化に就いては興銀

當局では右地方銀行の特別割當のみでなく、全國貯蓄銀行協會の會員銀行に向ふ一ヶ年に二千七百萬圓、又産組中金に大體一ヶ年一億圓見當の割當決定を行つた。

然るに國際情勢の緊迫化に伴つて十六年度第二、四半期以降の物動計畫は軍備に就いて急速なる増強が掲げられ、又十六年度の生産擴充計畫も重要國防資源の自給自足體制の確立促進並に本年度物資動員計畫に於ける供給力の確立が強調せらるゝに伴ひ、生産力擴充資金の需要旺盛化に對處して、全國金融協議會では八月に於て編成替を行ひ、シ團銀行を網羅して後述の時局共同融資團の結成を見、積極的融資體制の確保を圖るところあり、地方銀行協會では十月に於て

- 一、興銀振出の時局金融手形を十月以降明年五月迄に總額一億圓を引受くる
 - 二、國債消化促進として増加預金の五五%を國債引受に充當す
 - 三、社債特別引受額を四千萬圓増額す
- の三件を決定、實行に移したが、又貯蓄銀行協會でも社債券五千萬圓の特別引受追加を發表した。

起債市場對策

然るに起債界は斯る高度計畫化にも拘らず、必ずしも順調なる情勢とは云ひ得ず、短資市場の政府支拂の調整に依る效果に對して、長期の社債市場の資金出廻りは終始一貫して捗々しからず、新發債

の市場消化は銀行債、一流債のみに集中されて兎角圓滑を缺くのみならず、既發債に於ても些したる反騰の兆はなく、僅に小口の採算的物色買を見るに過ぎざる等、金融市場に於ける長期、短期の乖離の傾向は顯著なるものがあつた。

就中、政府保證債は時局の要請に基き巨額なる發行が豫想されるのに反し、其の消化は頗る不振の狀態を示し、公募額の過半は證券業者の手持となる現狀にあつた。

斯る狀況は國策會社の數多創立せらるゝ現狀より政府保證債の市場性確保は愈々至大となるに顧み、起債當局に於ては優良債との組賣を實施すると共に場合に依りては一定の戻しの増額を認めることとし、又極力親引の増大を圖る一方、シ團の擴充が行はれたのである。

又一部銘柄に就いては發行價格の引下を行つたが、全般的な社債金利の更改は、各方面への影響を考慮して、實現を見なかつた。然し政府保證債の完全消化を圖るための一方法として日銀の金利の一部に變更が加へられた。

即ち、日銀では會社に非ざる特殊法人の發行する政府保證債券を抵當とする貸出日歩は一般社債と同様、日歩一錢一厘を適用してゐたのを、政府保證興業債券以外の一般政府保證社債同様日歩一錢以上とし、六月二日より實施したが、引續き社債擔保の優遇措置として七月二十一日より左の公定歩合の引下げを行つた。

- 一、國債以外のものを抵當とする貸附利子及び國債以外のものを保證とする手形割引歩合中
 - 一、政府保證社債又は特殊法人にして會社に非ざるものの發行したる政府保證債券を抵當とする貸附利子及びこれを保證とする手形割引歩合、日歩九厘五毛以上(現行日歩一錢以上)
 - 一、本邦内に於て募集したる滿洲國々債又は滿洲國政府保證社債を保證とする手形割引歩合、日歩九厘五毛以上(現行日歩一錢以上)
 - 一、社債、特殊法人にして會社に非ざるものの發行したる債券(何れも政府保證のものを除く)又は地方債を保證とする手形割引歩合、日歩一錢以上(現行日歩一錢一厘以上)
 - 二、當座貸越及びコールレスボンデンス貸越利子、日歩一錢(現行日歩一錢一厘)
- 斯る起債市場對策の一環として生産力擴充關係の株價安定工作機關として三月資本金五千萬圓の日本協同證券株式會社が有力銀行、信託會社、取引所關係並に事業會社方面の參加を得て設立されたことは特筆すべきであるが、更に七月の全國金融協議會第八回役員會に於て決定した起債市場對策案は當時の起債界の全貌を物語るものとして興味を惹くものがある。

起債市場對策

全國金融協議會は昭和十五年十月市場對策を樹て社債の發行消化を促進し且つ其の市價の安定を圖る所ありたりと雖も、其の後に於ける時局の進展及び國際情勢は愈々巨額の生産擴充其の

他の時局資金を必要とするものあるに鑑み、之が調達を一層圓滑ならしむる爲茲に官民協同して更に左記の如き起債市場對策を樹て其の速なる實現を期す

一、發行額の調整

現下の時局に對處するため多數の國策會社(特殊法人を含む)の設立を見、各會社は何れも其の事業資金中相當多額を政府保證社債の發行に俟つを以て政府保證社債、其の他の特殊社債の發行は今後共累増を豫想せらるゝところ、此種社債の發行は今日までに既に多額に上り市場に於て相當飽和状態に在るの實狀なり。仍て物動計畫其の他と充分睨合はし能ふ限り發行額に壓縮を加ふると共に之が發行に當りてはシ團に於て親引其の他の方法によりて之が消化を促進すべく尙預金部資金其の他の特殊資金に依りても極力之が消化を確保することとし之と同時に發行額の調整に付ては其の會社事業の性質上社債の發行に代へて政府資金に依りて處理する等の途の存するものに付ては夫等の方法を採用することを考慮すること

二、發行條件の技術的調整

起債市場に於て發行すべき公社債の條件が低金利堅持の政策に従ひて之を定むべきことは勿論にして此際利率を變更するが如きことは之を避くるを至當と認むるも其の他の條件に付ては必要に應じ左記諸點に付適宜調整を爲すこと

- 1 減債基金の積立金額は其の發行會社の事業等と睨み合せたる上適當に増加すること
- 2 發行價格並に償還期限等の調整は從來に於ても市場の實勢に應じ之を實行し來れるが今後更に之が適實を期すること

- 3 戻料は市場消化の順便を期するため必要に應じ適當に調整すること

三、社債利息に對する課稅率の緩和

社債利息に對する課稅率は生産擴充其の他時局資金の圓滑なる調達並に貯蓄獎勵の政策的見地より豫て特別なる考慮の要請せらるゝ所なるが殊に政府保證社債にありては其の實質全く公債に準ずるものにして利率其の他の發行條件も亦國債以外の公債に類する低位にあるに拘らず其の課稅率に於ては之に相當する特典を與へられず一般社債と同列に遇せらるゝ現状にあるを以て稅法改正の際に政府保證社債の利息に對する分類所得稅の賦課率を相當程度輕減し以て巨額の政府保證社債の消化を促進せられ度きこと

四、起債市場の操作

巨額の社債發行を圓滑にするには其の市價の安定を圖ること、而して社債の市價安定を圖るには必要に應じ市場操作を爲し以て市場に於ける需給を適當に調節すること必要なるを以て適當の金融機關を通じて市場操作を行ふこと

右操作資金並に社債擔保の金融に付ては日本銀行に於て之が優遇方考慮せられ度きこと

五、社債發行會社の内容を周知せしむること

發行會社の内容業態等を一般に理解せしむることは社債消化に貢獻する處相當大なるを以て「シンジゲート」代表者又は受託會社は發行の事前事後を問はず會社の内容業績等に付從來以上に調査資料の提供を求め慎重調査を遂げ其の實態を周知せしむることに努むること

計畫化の効果と其の影響

斯くて、十六年の起債界は環境の推移には必ずしも順調ならざるものがあつたにも拘らず、官廳、シ團、證券會社等の協力に依り、既定計畫に基く起債談は終始支障なく進められた結果、起債總額は銀行債、借換債を含めて三十七億九千四百萬圓(内借換分二億二千九百萬圓)の巨額に上り、前年の二十五億五千三百萬圓を遙に凌ぎ、未曾有の實績を挙げ得たのである。

公社債發行高累年表 (單位千圓)

年次	總計	國債	地方債	貯蓄及報國債券		銀行債		會社債		滿支關係債	社債滿支債合計
				國債	報國債券	銀行債	會社債				
昭和十二年	21,029,000	1,111,113	2,041,488	10,000	2,393,628	1,511,316	10,000	1,011,263	1,011,263		1,011,263
十三年	26,218,218	1,311,270	2,111,711	60,000	2,111,211	1,311,270	60,000	1,311,270	1,311,270		1,311,270

十四年	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
十五年	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
十六年	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

(資料) 興銀調査

斯くして十六年に於ても起債に依る緊急の生産力擴充資金の供給は略々遺憾なきを得たものではあるが、之が反面右の起債計畫化に伴ふ自由市場の地位低下は漸く下引受證券會社の立場を困難ならしめたると共に、之に伴ふ社債の市場取引の不圓滑と相俟つて、今後の起債界に對し輕視し得ざる問題を投ずるに至つた。

即ち、起債計畫化の進展に伴ひ、三分主義に依るシ團親引の増加に加へてシ團の解放が相當廣汎に亘つて實現されたと共に、興業債券の特別割當が擴張せらるゝ一方、社債に對しても特別割當が行はれたる結果、證券業者の顧客圏の縮少を招き、之が延いては證券會社の立場を困難ならしめた。斯くて、シ團の融資の累積に加へて市價の低落、市場消化力の減退に依る營業不振から一部に之が合併論が唱へられると共に、背負込社債の共同計算に依る共販制が一部に具體化する等、漸く從來の下引受機構にも再検討が加へられる機運に立至つたのである。これと共に、右の如き社債市場の縮減は、特に政府保證債の賣行不振と搦んで社債の市場性確保を問題とするに至り、公社債市場の獨立論が生

ずる等、從來の社債引受の機構を廻ぐり問題を提起したのである。

斯る情勢から、有力證券會社は信託會社とタイアップして兩社の特質を生かす英米等に行はれてゐるユニット、トラストの方法に依る投資信託制度を當局に申請した。右は證券會社にありては、手持有價證券の再民衆化を狙ふものであり、信託會社は信託預金の長期安定化に資するものであつて、證券業者並に信託會社に於ける新分野の開拓とも目さるべきものであつた。

斯くて、我が國最初の投資信託制は十一月、野村信託會社及び其の傍系の野村證券會社の提携に依る投資信託に認可され、實現することとなつたが、其の投資信託の實行例は次の如くであつた。

- 一、構成 委託者(證券引受會社)受託者(信託會社)間に委託者自らを受益者とし、株式その他の有價證券投資を目的とする一個の特定金錢信託契約を締結したるのちその受益權を均等に分割し、これを受益證券賣出の形式に於て一般投資家に有價讓渡す。委託者は受益權を讓渡したるのちに於ても依然委託者たるの地位に留まり、謂はば信託の管理者としてその専門的知識經驗をもつて一般投資家のために投資を代行する目的を以て信託契約に定むるところに従ひ投資有價證券の賣買に關する指圖をなすなどの事務を擔當す

- 二、受益權の分割 讓渡信託金額は一單位二百萬圓としこれが受益權を四千口に分割す、従つて分割せられた受益權は一口五百圓となり、これに就いては信託會社より記名式の受益證券を發

三、戦時国防生産力を確立するため國家の要請する生産力を維持育成發展せしむるため長期金融の機能を整備充實すること、これがため金融制度及び秩序に對し所要の整備を加ふると共に國家自ら爲すべき信用供與に關する施策及び國家施設を能動的に活用すること
の三點にあるが、其の要綱の全文は左の如くである。

財政金融基本方策要綱

第一方 針

戦時諸國策遂行の經濟的基礎を強化確立し高度國防國家體制の完成を促進するため財政金融に關し所要の改革を行ひ國家資金力を計畫的に動員配分とすると共に資金運用の方針機構及び方法を改善し綜合計畫經濟の圓滑なる運営の下に國家經濟力の最高度の發揮を期す

第二要 領

一、國家資金動員に關する計畫

- (一) 國民經濟の總生産額其の他を綜合的に勘案して國家資力を概定し之を國家目的に従ひて財政、産業及び國民消費の三者に合理的に配分すべき國家資金動員計畫を設定す
- (二) 國民貯蓄計畫は右國家資金動員計畫に基きて樹立するものとす

(三) 國家資金動員計畫は毎年度之を定む尙將來數ヶ年度に亘りても之を概定するものとす

二、財政政策の改革

(一) 會計制度の改革

財政の運用を合理化し計畫經濟運營との關係を明確且緊密ならしむる如く左記各項に依り會計年度を改革す

- (イ) 現在一般會計が性質の全く異なる各種の支出を包含し従つて計畫經濟運營との關係を明確にし得ざるに顧み支出の性質が一般的經費なるか資産を構成する經費なるか等其の性質に従ひて經理の調整を工夫すること
- (ロ) 特別會計に付ても上記の趣旨に従ひ必要なる整理を行ふこと
- (ハ) 豫算の形式に改善を加へて一層理解し易きものたらしむると共に國家が事態の必要に應じて敏活に行動し得る様弾力性ある豫算の編成を爲すこと
- (ニ) 其の他時勢の變遷に即應し又は戦時の必要に應ずるため現行會計制度全般に付再検討を加へ必要なる改善を行ふこと

(二) 豫算編成方法の改革

歳出豫算は資金、物資關係とを見合ひて先づ其の總額を概定し重點主義に依り政府の最高方針

行し、證券引受會社より賣出すものとす(その譲渡は名義書換の方法による)

三、信託期間 差し當り三年乃至五年とし漸次長期のものに及ぶものとす

四、投資證券の内容 七割程度を株式としその他國債、社債などに投資す、但しその銘柄は適宜分散せしむ、而して有價證券の賣却、買入及び銘柄の選定に就いては大藏省の許可を要するものとす

五、計算 毎年二回定期に収益の計算を行ひ、配當利子収益は大體実績により交付し、賣買及び償還益は原則として信託終了まで保留す、信託終了の際元本に損失を生じたる時は證券引受會社はその二割を補償し、又利益を生じたる時は、その一割を享受するものとす

又右投資信託は金錢信託の伸縮みに基く營業轉換策でもあつたが、これと共に公益信託と私益信託の中間を行く公共信託の實施が目論見されたが遂に認可を得られず、立消えとなつたが、これは又戦時下の信託會社の動向を示唆するものである。

第八節 金融新體制の確立

財政金融基本方策要綱の發表

十五年秋の「經濟新體制要綱」に對應して、其の暮、企畫院に於て金融新體制要綱の成案がなつたが、内示に際して大藏部内中堅層の不評を買ひ、再出發を餘儀なくされ、更に關係當局で研究を進めつゝあつたが、緊迫せる内外情勢は、この財政金融體制の根本的再建を全く焦眉の急務として要請するに至つたので成案を急ぎ、閣議の承認を得て七月「財政金融基本方策要綱」として決定發表された。

この「財政金融基本方策要綱」は従來自由主義的基調の上に立つてゐた我が國財政金融に對し、國家總力發揮の見地から國家統制と計畫とを強化し、同時に今後金融界の向ふべき方向を明示したもので、我が國戦時財政金融政策上寔に劃期的な意義を有するものである。

右要綱の骨子とするところは

- 一、國家經濟力の資金に表現し得る可能性を可及的に正確に判斷し、右に基き國家資金を財政、産業、消費に亘り國家目的に従ひ動員し得る體制を整備確立すること
- 二、綜合計畫經濟運営上財政活動の國民經濟との具體的なる關聯性を明確ならしむると共に財政活動を敏活ならしむるため會計制度及び豫算方式に付所要の改善を加へ又國防及び戦時に於て採るべき財政政策を能動的に活用すること

三、戦時国防生産力を確立するため國家の要請する生産力を維持育成發展せしむるため長期金融の機能を整備充實すること、これがため金融制度及び秩序に對し所要の整備を加ふると共に國家自ら爲すべき信用供與に關する施策及び國家施設を能動的に活用すること
の三點にあるが、其の要綱の全文は左の如くである。

財政金融基本方策要綱

第一方 針

戦時諸國策遂行の經濟的基礎を強化確立し高度國防國家體制の完成を促進するため財政金融に關し所要の改革を行ひ國家資金力を計畫的に動員配分とすると共に資金運用の方針機構及び方法を改善し綜合計畫經濟の圓滑なる運営の下に國家經濟力の最高度の發揮を期す

第二要 領

一、國家資金動員に關する計畫

- (一) 國民經濟の總生産額其の他を綜合的に勘案して國家資力を概定し之を國家目的に従ひて財政、産業及び國民消費の三者に合理的に配分すべき國家資金動員計畫を設定す
- (二) 國民貯蓄計畫は右國家資金動員計畫に基きて樹立するものとす

(三) 國家資金動員計畫は毎年度之を定む尙將來數ヶ年度に亘りても之を概定するものとす

二、財政政策の改革

(一) 會計制度の改革

財政の運用を合理化し計畫經濟運營との關係を明確且緊密ならしむる如く左記各項に依り會計年度を改革す

- (イ) 現在一般會計が性質の全く異なる各種の支出を包含し従つて計畫經濟運營との關係を明確にし得ざるに顧み支出の性質が一般的經費なるか資産を構成する經費なるか等其の性質に従ひて經理の調整を工夫すること
- (ロ) 特別會計に付ても上記の趣旨に従ひ必要なる整理を行ふこと
- (ハ) 豫算の形式に改善を加へて一層理解し易きものたらしむると共に國家が事態の必要に應じて敏活に行動し得る様彈力性ある豫算の編成を爲すこと
- (ニ) 其の他時勢の變遷に即應し又は戦時の必要に應ずるため現行會計制度全般に付再検討を加へ必要なる改善を行ふこと

(二) 豫算編成方法の改革

歳出豫算は資金、物資關係とを見合ひて先づ其の總額を概定し重點主義に依り政府の最高方針

に則り之を編成す、之がためには特に左記事項を實行す

(イ) 毎年度豫算の編成に際しては豫め行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議劃定すること

(ロ) 重要國策費とその他の經費が財政資金に關する計畫に基く歳出の總額を超過することなからしむるため行政各部は毎年度既定經費に付徹底的に檢討整理を行ふこと

歳入は歳出の性質に照應して其の財源を按配し公債財源に依るものは歳出の性質が之を許容するものに限るものとす、尙租稅及び公債以外の方法に依る歳入増加に關し所要の措置を講ず

(三) 稅制の改革

租稅は財政資金の所要に應じ必要な收入を確保するものとし計畫經濟運營との關係を稽へ一層合理的なる稅制を設定す、之に關し特に重要な所左の如し

(イ) 國民各階各層が負擔を分擔する如く稅種の新設及び改廢を爲し又は稅率を改定すること

(ロ) 時局下必要な生産の助長、消費の規正、貯蓄の増強購買力の吸收、其の他諸政策の遂行に資する如く租稅政策を活用すること

(ハ) 財政資金の所要に應じ毎年度租稅を増減する方針を採ること

(ニ) 課稅及び徵稅方法を合理化すること

(四) 公債の發行及び消化の計畫化

公債は公債財源に依るべき限度を定めて其の發行豫定額を規正し之が發行及び消化に關しては金融統制と見合ひて之を計畫化し且つ公債整理に關する合理的なる措置を講ず

(イ) 單純なる歳入補填公債は之を發行せざること

(ロ) 具體的なる公債消化計畫及び其の實行方策を設定すること

(五) 地方財政の改革

地方財政に關しても國家財政の改革に即應し全國民經濟運營の見地より之を統制すると共に地方的特色を發揮せしめ地方民力の強弱の差を補正して全國的に冗費を節約し且つ中央よりの委任事務又は中央と協力する事業の財源等に關して必要な調整を行ふ

三、金融政策の改革

(一) 産業資金の計畫化

國家經濟力が最高効率を發揮する如く生産、物資、勞力の狀況等と見合ひて民間産業及び外國投資の爲使用すべき資金總量を規正し且つ其の配分を定め産業資金を計畫化す

(二) 金融制度の改革

金融は國家資金に關する計畫に基き計畫經濟の運營を確保する爲資金が公債消化及び物資、動

力、勞力の確保を可能ならしむることを主眼として流通するが如く公益的に計畫的に且つ統一的に行はるべきものとす

(イ) 日本銀行の機能整備

政府の金融統制の實施に關する機關たる機能を一層整備充實し各金融機關との資金上の關係を緊密にし金融の情勢に應じ金融資金を能動的に引上又は放出し具體的に金融を調整する機能を擴充す

(ロ) 金融機關に對する統制の強化

金融機關の投資融資及び回収を政府の金融統制の方針に即應せしむるが如き機構を整備し日本銀行との資金的關係を緊密ならしむると共に同業連帶の精神を一層昂揚せしめ共同的投資融資の方法を活用せしむ

金融機關に對する監督に關しては金融機關が計畫經濟の運営上擔當する責任を果せるや否やを監査することに努むるものとす

(ハ) 金融機關の組織化

金融機關をして日本銀行を中核として組織體を結成せしめ政府指導の下に同業連帶一體的に其の機能を發揮し金融統制の實施に協力し且つ金融と産業との聯絡の緊密を圖らしむ

右組織體は原則として日本銀行及び各種業態別團體を以て構成し全國的統轄團體とす尙要すれば各種の金融機關を包含する地域團體を設く

(ニ) 金融機關の整理統合

金融機關の組織化と相俟つて無用の競争を根絶し經營を合理化し金融資金原價の低下を圖る尙之に伴ひ要すれば新なる機關の設置を考慮すると共に特殊銀行及び金融業務を營む特殊會社に付ても所要の整備を行ふ

(ホ) 金融資金の蒐集及び運用に關する措置

各金融機關の經營は政府の金融統制の方向に沿ひて自らの責任に於て行はるべき處之と相俟つて金融統制の圓滑なる遂行に資するため必要を生じたる場合に於ては金融資金の蒐集及び其の拂戻の責任に付國家の信用を參與せしめ又投資、融資に付國家の信用に於て保證又は債權の肩代りを爲す途を開きて其の回収性を補強する等の方策を講ず

(ヘ) 金融の各種系統間の調和

一般金融機關系統、組合系統其の他の各種の系統の金融機關相互間の連繫を緊密ならしめ各系統の金融が同一の指導方針に沿ひて調和して行はれ金融市場を一體として金融統制の實を擧ぐる如く措置す

- (ト) 政府資金及び政府關係資金運用の統一
預金部、簡易保險、特定の社會保險、政府關係共濟組合等に集積せらるゝ資金は全金融統制と一體的關係に於て統一的に運用するものとす
- (三) 有價證券取引機構の合理化
有價證券の價格の適正及び安定を圖り又時局下必要なる有價證券の取引を圓滑ならしめ以て産業資金の疏通と國民貯蓄の保護に資するため措置を講ずると共に其の取引の方法及び機構を合理化す、尙有價證券業者の業務に關する監督を一層嚴重にす
- (四) 企業資本の活用
企業をして努めて資産の償却及び利益の内部留保を爲さしめ以て自己金融能力を増加すると共に企業の經營を合理化し人的物的資源の效率を一層發揮せしめ又企業に屬する剩餘資金の集約を圖るため企業に對する資金統制を強化す
生産擴充等國策上必要なる企業の資金調達を圓滑ならしむるための措置を講ずると共に企業中遊休設備を生じたる場合に於て國家的見地に於て之が資金化を必要と認むるときは國家に於て之に信用を供與し又は設備の有無相通の斡旋を行ひ要すれば國家管理的措置を講ずる等攻究を爲すものとす

- (五) 企業設備に對する國家の資本的援助
國家の要請に基き設備を新設擴張する場合要すれば國家に於て企業に對し出資若くは信用の供與を爲し又は國家に於て直接建設を爲し其の經營を企業に委任する等の途を開く
- (六) 外國爲替政策の改革
外國爲替政策は外貨資金を活用し貿易政策と表裏一體を爲し皇國及び自存圏内の必需物資の獲得を確保することを目標とすると共に國際決濟に於ける圓貨の地位を向上せしめ皇國對外經濟の伸張を圖るものとす
之に關し特に注意すべきもの左の如し
- (イ) 爲替相場の變動の危險を必要に應じ國家に於て負擔處理する制度を確立すること
- (ロ) 諸外國との決濟並に金融關係を圓滑ならしむる如き協定の締結に努むること
- (ハ) 毎年度貿易計畫と照應し國際收支計畫を定め之が適實なる實施を圖ること
- (七) 滿支に對する投資の調整
滿洲及び支那の財政資金及び産業資金は努めて現地に於ける蓄積資金に依るべきも當分は我方より之を補給するの要あるを以て之がため物資勞力の交流と相照合して國家資金に關する計畫に基き一元的計畫的に必要なる金融を實施するものとし之がため必要なる措置を講ず

四、行政機構の改革

本要綱の實施を圓滑ならしむるため所要の行政機構の改革又は運用の調整を行ふ

「備考」本要綱ノ實施ハ逐次速カニ實行ニ移スコトトシ法令ヲ要スルモノニ付テハ其ノ整備等ニ直チニ着手スルモノトス

右の要綱の内最も注目され得るところは金融政策の改革にあるが、右改革の要旨に沿つて日銀の機構整備、同業連帶精神の昂揚、非常時金融対策の確立等金融體制の整備確立はこれを契機として急速に展開さるゝに至つた。

金融協議會の編成替

國際情勢の重大化に對處して、國內各方面に於ける體制の強化整備が急がれてゐる際、右要綱の發表は今後の金融體制の動向を指示するものとして大に注目され、金融界の新體制は急速に進められた。

全國金融協議會では右要綱發表に伴ひ

國際情勢愈々緊迫し國內諸體制整備強化の要益々緊切なり、全國金融協議會は政府の財政金融基本方策要綱の趣旨を體し、之が實施に協力し以て時局の要請に即應せしむことを期す

と要綱に對する善處を申合せ、右要綱に即應して機構改革を早速取り上げ、七月の第八回役員會に於て會員を業種別、機能別團體に改變することを決定した。

斯くて、右趣旨に基き新たに地方銀行協會加盟以外の東西市中銀行十行(第一、三井、三菱、安田、第百、三和、住友、野村、東海、神戸)を以て同月普通銀行團が組織され、創立總會に於て左の事項を決定した。

- 一、會員相互の連絡提携を密接にし業務の改善を圖ること
 - 一、全國金融協議會に加入し、同會に於て決定を見たる各般の事項の實施に協力すること
- 又普通銀行團結と同趣旨により、正金、勸銀、興銀、鮮銀、臺銀、拓銀、農工銀行同盟會、朝鮮殖産、商工中金、恩給金庫、庶民金庫及び國民更生金庫は特殊銀行團を結成、普通銀行團と同一趣旨の目的事項を決定した。

この結果、全國金融協議會は日銀を中核體とし、業種別、機能別團體を原則とする十團體を以つて組織されることとなり、重複加入に基き意思疏通が徐かれることになつた。

前述の如く、全國金融協議會は十五年秋結成以來、活潑なる活動を續けて來たのであるが、其の内部機構に對して今回の如き、編成替を行ふと共に、金融機關相互の調整に就いても研究を重ね、金融團體の陳情建議に就いて統制を行ふ一方、各種金融統計の整備統合に就いても聯絡統一を行ふところ

あつた。

第九節 臨戦態勢下の金融界

内閣の更迭

大蔵省は前述の財政金融基本方策要綱の解説實施に事日なき折柄、第二次近衛内閣は獨ソ開戦に伴ふ新情勢並に變轉極りなき國際情勢に即應して、國內態勢の急速なる整備強化を圖ると共にこれに對處する内閣の構成にも一大刷新を加へる必要を痛感して、七月半ば總辭職を決行したが、後繼内閣組織の大命は同じく近衛公に降下し、一部閣僚の顔觸れを替へて(藏相小倉正恒氏)第三次近衛内閣の成立を見た。

第三次近衛内閣の施政方針は

現世局に處する皇國不動の國策は夙に確立せられてゐる所であり、今日は唯その急速果斷なる實行あるのみでありまして、之を遂ぐるの途は一に國體の本分に則る國內諸態勢の整備強化に在りと確信するものであります。

と近衛首相の聲明に依つて明らかなる如く、今後の施政に於ては、第二次近衛内閣が過去一ケ年間に果敢に決定して來た經濟新體制確立要綱、總動員法の改正強化、日滿支經濟建設要綱、會社經理統制令、米穀國家管理令、貿易統制令、科學技術新體制確立要綱、財政金融基本方策要綱等の基本方策に副つて財政經濟政策を具體的に實行して行くことにあつた。

然るに、英米の本邦資産凍結後は一層臨戦態勢の強化に拍車が加へられ、金融界に於ける時局共同融資團の結成、株式界も亦、株式統制に關する二つの勅令の公布と共に日本協同證券會社の擴大強化が叫ばれ、又經濟新體制要綱に基く重要産業團體令の公布等が見られ、他方、各種物資を高度國防國家建設のために集中せんがために本年度實行豫算編成が行はれたのであつたが、組閣後三ヶ月を経過した十月半ば、第三次近衛内閣は閣内意見不一致を理由として桂冠し、東條内閣(藏相賀屋興宣氏)がこれに代つて出現した。

東條内閣は十一月第七十七臨時議會を開催して、政府の確乎たる時局擔當の決意を披瀝して、國民の理解と協力を要請すると共に、國策遂行の萬全を期するため、特に時局に關し緊急なる追加豫算案及び法律案を提出した。

右追加豫算案は臨時軍事費追加豫算三十八億圓及びこれに伴ふ國內諸體制整備のための一般會計追加豫算として五億一千五百九十三餘萬圓、その他特別會計追加豫算が提出可決され、法律案としては

平年度六億三千萬圓の増収を見込む大増税案が提出され成立を見たが、其の内容は今回の増税も財政の増強を圖ると云ふよりも豫算膨脹に伴ふ浮動購買力の吸収、消費節約の勵行、物資消耗の抑制の三點に主眼が置かれたものである。其の外重要法律事項として銃鐵製造事業の補償制實施並に米穀生産獎勵金の交付等の實施も見ることとなつたが、中にも遊休、未働設備の全面的活用を企圖して投資、金融を包含する特殊機關たる産業設備管團が設置されることになつたのは注目すべきである。

斯くの如き施設は縷述の如く國際情勢に對應する態勢を整備したものであるが、我が國は從來より一貫して平和を念とし、機會ある毎に國際情勢の危機打開を目指して奔走し來つたのであつて、東條内閣に於ても太平洋を繞る國際情勢の異常なる緊迫した環境を打開するため、十一月初旬來栖大使を米國に派遣して、野村駐米大使を援けて日米交渉に當らしめたが、頑迷不遜なる米國は我が眞意を解せず、遂に我が國は自立自營の立場より斷然鋒を握り立つに至つた。十二月八日古今未曾有なる規模の下に大東亞戰爭は勃發した。

非常對策への措置

これより曩、對日英米資産の凍結せらるゝや、全國金融協議會では政府の株式市場に對する非常的措置に呼應して緊急役員會を開催して

國際情勢の新事態に對處し全國金融協議會は此の際益々資金の疏通に萬全を致し特に株式市場に對しては政府の方策に協力し以て株價の維持安定に遺憾なきを期す

との申合せを行ひ、差當り左記事項を實行することになつた。

- 一、貸出の回收並増擔保の要求を差控へること
- 二、手持株式の處分を抑止し、尙ほ關係方面に對しても同様之を勸奨すること
- 三、日本協同證券株式會社の必要なる資金調達に協力すること

斯くて戰時金融の措置は具體化の第一歩を踏み出したが、小倉藏相も非常緊急の事態に備へる爲め、臨機應變の措置を講じ得る様、大藏省内に官制によらざる臨時金融對策委員會を設置する一方、財政金融基本方策要綱に基く國家資金の概定及び國家資金動員計畫の設定等に關し必要なる基本的研究を行ふ爲め、理財局内に國家資力研究室を設置し、又財政制度調査會を新設して、會計制度の全般に亘つて再検討を加へると共に財政政策の改革に必要な調査及び計畫を行ふこととし、日銀はこの年五月に戰時金融經濟に關する基本的研究に資する爲、調査局に參與制を布いたのも臨戰態勢の整備に外ならなかつた。

時局共同融資團の結成

高度國防國家建設のための生産力の擴充の要は國際情勢の緊迫化から一段と強くなり、これに伴ひ國防産業資金の圓滑なる供給と云ふことが一層痛切に要請さるゝに至つた。然し乍ら、我が國の金融機關、特に普通銀行は商業金融を以て傳統的經營方針として來たものだけに事業金融中心への轉換は重大なる事柄であり、容易ならざることでもあつた。然し時局の進展は強くこれを要請し、其の形態として財政金融基本方策要綱は資金運用に關して特に

金融機關の投資、融資及び回収を政府の金融統制の方針に即應せしむるが如き機構を整備し、日本銀行との資金的關係を緊密ならしむると共に、同業連帯の精神を一層昂揚せしめ共同的投資融資の方法を活用せしむ

と述べ、今後金融界は同業連帯、共同的投融資の方針で進むべき旨を強調してをり、更に小倉藏相は八月の全國金融協議會役員會席上の演説に於て

- 一、從來商業金融を以つて傳統的經營方針として來た我が國普通銀行に對し事業金融中心主義に移行すべきことを慫慂
- 二、必要の場合には金融機關の時局的融資に對し、何時たりともその損失補償に應じ或は債務の

保證引受等に出すべきことを公約

- 三、他方金融機關に對し一層同業連帯の精神を昂揚し、投融資及びその回収に當つては一段と共同動作に出すべきこと

を要望した。これを要約すれば時局産業融資にして回収不能の生じた場合には、政府に於て損失補償に應ずる用意あることを言明したものであつて、普通銀行に於ても、産業金融の本質に従ひ安んじて長期金融に積極的進出を行ひ得ることとしたのである。かゝる要請は我が國の傳統的金融政策並に銀行經營に根本的變革を與ふるもので、全く歴史的重要意義を有するが、然し一方、時局はかゝる形態を必然的に可能ならしめつゝあつたのである。即ち

- 一、時局の進展に伴つて産業資本は巨大となり、これに要する資金も尨大となつたこと
- 二、斯くてこれ等資金の供給に就いては共同的融資の形態が採られ、結局に於て共同の利害關係に立つ

三、國家目的遂行のためにあらゆるものが動員せられ、從來の自由主義的色彩は清算されて自由競争と云ふものが消滅する

斯くて一種の共同企業の状態が生ずるのである。

かゝる要請に従ひ、普通銀行團の構成員たる有力銀行十行は、興銀を中心に八月、時局共同融資團

を結成し、同業連帯の觀念の下に時局緊急産業への生擴資金の供給に一段と邁進することとなり、九月に於て事業運営方針及び業務要綱を正式に決定し、本格的に活動するに至つた。

同團の事業運営方針は左の如く其の業務範圍は非常に廣範圍に亘つてをり、又其の業務の運営に當つては、常に關係官廳、日本銀行等と緊密なる連絡を保つこととし、特に調査上必要ある場合及び融資先に對し必要なる措置を採る場合には其の援助を求め、又場合によつては、融資命令其の他の方法による國家信用の發動をも要請することとした。

- 一、加盟銀行全體としての共同融資を行ふは勿論、必要ある場合には融資團加盟以外の金融機關と提携して共同融資を行ふ。又加盟銀行一部の共同融資或は單獨融資に就いても斡旋を爲す
- 二、新規融資のみに限らず、必要ある場合には、既存の共同融資又は單獨融資の肩替りも行ふ
- 三、更に又廣く金融に關する相談にも應じ、相談を受けたものに就いては、各般の方策を盡して必要なる金融の方法を講ぜんとする

これは従來の融資シ團に見る如き個別的、便宜的に結成されたものと異なり、確たる目的意識の下に一機構として組織されたものであるから、これに依つて共同融資は一層整備された共同事業となり、相互の連絡協調も著しく促進され、同業連帯の精神は最高度に發揮さるゝと共に、其の構成員も擴張を見、十月には、三井、三菱、安田、住友の四大信託も加入した。

金融統制會設立の要望

産業統制團體令の公布に依り産業界に於ては、重要産業部門別に統制會の設立が急速に具體化されつゝあつたが、金融部門に於ても法的根據を有する強力なる統制會設立の機運が醸成されるに至つた。全國金融協議會に於ける十一月の役員會の政府に對する要望がそれである。

全國金融協議會は金融機關が政府の金融統制に對する法的組織を結成するを必要と認む。仍つて政府に於かれては右に關する法制を速かに樹立せられむことを要望す
右要望に對し同役員會に臨席中の賀屋藏相は其の演說に於て

現在全國の金融機關は全國金融協議會を始め各種の金融團體を組織し、同業連帯の精神に基いてその機能の發揮に努力してゐるが、金融機關が同業一體として活動する必要は今後益々増大する趨勢にあるから、一層その機能を發揮せしむるがためには、法制に基く統制團體を組織することが實情に即するものと認められる。よつて政府に於ては目下これが立案中である

斯くして法制金融統制團體は急速に設立される模様となつたが、其の具體的立案に當ては、金融統制が極めて微妙なる信用制度を對象とするものであるから、組織、機能、權限或はその運用等には特に慎重なる配慮が必要であることは云ふ迄もなく、この點、賀屋藏相も東京銀行俱樂部晚餐會の挨拶

に於て、其の經濟統制方式に就き左の如く述べた。

經濟界に於ける自治的統制の可否に付ては、世間には業者が自發的に自己の知識經驗に基いて自律的に統制を行ふことが最もその機能を發揮するに便であり、従つて最も能率的であるといふ考へ方と業者の自律的の統制に委せたのではその利益のみが重視せられて國家目的は充分に達成せられないとの考へ方との二つの見方があるやうに思はれるのであるが、何れも一方に偏した見方であつて、若しこの組織によつて、國家の要請する所のものが業者の自發的意思により國家の思ふ通りに實現せられるのであるならば、之こそ統制の極致であり、かゝる統制方式は最も理想のものであると云ふことが出來ると考へる（略）政府は目下金融事業の統制團體の組織を考へ、その準備を進めてゐるが、その場合にも右に述べたやうな事情を充分考慮しつゝ、出來るだけ自主的統制の長所を活かすやうにし度いと考へてゐる。

斯くして時局の緊迫化は益々金融機關の同業一體となつて活動すべき分野を増大し、従つて金融機關が一層其の機能を發揮して戰時金融の使命達成に邁進すべきことを要請するに至つた。こゝに於て金融協議會自ら法的統制團體に發展的解消すべく政府に要望するに至つたことは時局に對處すべき金融業者の固き信念を表明したるものと見るべきであらう。

非常時金融對策

金融界は日米交渉の到達すべき最惡の事態を考慮して、豫てより大藏省指導の下に對英米戰に處すべき萬般の準備を進めつゝあつたが、十二月八日對米英宣戰の大詔が渙發せらるゝや、豫て準備中の各種の緊急對策を實行に移すと共に、在京金融機關首腦者は日銀に參集し、左の申合せを行ひ、非常事態に對處する金融界の斷乎たる覺悟を披瀝した。

本日畏くも宣戰の大詔渙發せらる、恐懼感激の至りに堪えず、金融機關は一致協力、よくその使命を全うし、全幅の信頼を以つて政府の非常金融對策に即應し、その萬全を期す

斯くの如く、金融界は開戰に際し既に決戰體制への急速なる移行を終り、斷乎不動の構へを完成してゐたこととて、開戰以後の情勢も極めて平靜で預金引出等も絶無であつたばかりでなく、通貨流通高の如きも金融機關の手許準備として若干膨脹を示したに過ぎなかつた。

一方、大藏省はかゝる場合を考慮して、第七十六議會に於て非常時金融對策として國家總動員法を改正したことは既述したが、早速これを適用、大藏大臣談の形式を以つて左の如く發表した。

一、金融機關の預金等支拂資金融通に關する融通及債務保證命令 政府は今後如何なる事態が起つても絶対に預金の支拂を制限しないのみか、必要があれば日本銀行、朝鮮銀行並に臺灣銀行

から積極的に支拂資金を供給せしめ、又是等三行をして銀行その他金融機關一般の預金債務支拂を保證せしむること

一、戰災手形等の割引に關する融資命令 爆撃等によつて不渡手形となつた手形に對して、日本銀行、朝鮮銀行並に臺灣銀行は再割引等の方法により積極的に資金の融通を圖ること

一、緊急産業に對する金融的保護 生産力擴充計畫産業、軍需産業その他緊急産業を營む事業會社等が、戰時の影響を受けて遽かに信用の低下を來し、金融機關等から貸出金の回収を受ける場合には、日本興業銀行又は日本勸業銀行にその貸出金の肩替又は保證を引受けしめて、産業界の安定を圖ること

一、戰災地及び避難先に於ける生活費確保資金のため預金簡易拂、爆撃を受けた被害地區内で、預金者が従來取引してゐた金融機關との連絡が斷たれ、預金の引出が出来なくなるやうな場合には、他の銀行その他金融機關から一定額までの預金引出を爲し得ることとしたこと

右は、預金者の不安を除去し、金融界の混亂を避け、必要なる資金蓄積を圖ると共に、生産擴充産業、軍需産業等の圓滑なる運行に遺憾なきを期し、戰時に於ける國民生活の秩序を維持し、人心の安定を目的としたものであつて、これに依つて開戰即應の緊急金融對策は一態完璧化したと見るべきであらう。

然し乍ら、今回の戦争は當然長期戦が豫想されるので、日銀條例及び勸銀等の法律改正等は勿論のこと、必要なる改革を斷行すると共に準備中の金融統制會に就いても設立が急がれ、以て戦時金融體制の根本的整備強化は急務となつた。

第十章 山際正道局長時代

(在任十六年十二月—)

國際情勢の險惡化に對處して、大東亞戰爭勃發を豫想して戰時金融對策が漸次決定施行され、松隈、相田兩局長に於て決戰態勢が整へられ、山際局長に至つて戰爭完遂の態勢が完備するに至つた。これは一面永年に涉る懸案が解決する一方、戰時金融機構が確立されたものであつて、これを契機として我が國金融界は革新の巨歩を印したのである。

日銀改組並に金融統制會の發足等は共に劃期的な大轉換を招來すべきものであるが、山際局長は特別銀行課長時代より日銀改組の衝に當り、銀行局長に就任するに及んで成文化したものであり、金融統制會の機構も同局長の構想に基き具體化されたものであつて、同局長の就任は我が國金融史上に特筆さるべきものがある。

今後日銀改組並に金融統制會を通じて金融統制は一層強化が豫想されてゐるが、本稿は大體六月末

頃迄の新構想に基く金融體制の完成を以て終つてゐる關係上、具體的運用に關しては詳述し得ないが、今後の運用は一つに山際局長の手腕にかゝつてをり、大きな期待が持たれてゐる。

第一節 大東亞戰爭の勃發

金融情勢の變化

支那事變は蔣政權を傀儡とする米英の敵對行動であつて、既述の如く十六年初頭よりは其の假面を捨てて敵性の本性を現はすに至り、遂に我が國は自存自衛と東亞安定のため驟然起ち、畏くも十六年十二月八日米英に對し宣戰の大詔が煥發せられた。

斯くて五年に亘る支那事變は遂に大東亞戰爭にと發展したが、これを契機として金融情勢も一變した。

全國普通銀行預金並貸出増加高 (單位百萬圓)

預金増加高		貸出増加高	
十六年	△ 九六	十六年	△ 二五
十五年	△ 六六	十五年	△ 四二
一月			

第一節 大東亞戰爭の勃發

二月	三	二四	二五
三月	二五	三六	二六
四月	六七	五五	二七
五月	七五	六二	二四
六月	一、六六	一、三八	二九
七月	△一、〇三	△七〇	四三
八月	△一四	二八	△三四
九月	五八	三三	四
十月	一五一	三三	二六
十一月	六二	五四	二九
十二月	二、五四	一、九五	一五

「備考」△印減、貸出金中にはコールロンを含まず

右に明らかなる如く全國普通銀行の貸出は決戦態勢に移行と共に下期に入り急速に膨脹する一方、時局金融を擔當する興銀の貸出も左の如く激増し、金融情勢の變化を端的に示したが、これよりも猶從來から喧傳されてゐた戦時金融會社が戦時金融金庫として第七十九通常議會を経て設立されたことは最も良くこれを證左するものであらう。

日本興業銀行貸出高 (單位千圓)

上期

下期

昭和十五年 一、五九五、二四八

一、九一一、九七八

同 十六年 二、〇六五、三四四

二、七三五、九〇八

「備考」コール・ロン並に別途貸を含めず

かかる變化に對處すると共に作戦の進捗するに伴ひ、戦争完遂體制の確立を圖るため、金融界に劃期的變革を齎すべし諸法律案が第七十九通常議會に提出されることとなつたが、政府はこれより曩、大東亞戦争の第一段階に處し、十二月十五日會期二日間を以て第七十八臨時議會を召集し、二十八億圓に上る臨時軍事費追加豫算案及び防空緊急施設等に要する四百六十餘萬圓の一般會計追加豫算案を始め、戦時保險臨時措置法案、言論出版集會結社等臨時取締法案、敵産管理法案、戦時犯罪處罰の特例に關する法律案を提出、通過と共に公布を見たが、一般會計追加豫算は十六年度の豫算節約額を以てこれに充當し、臨時軍事費追加豫算二十八億圓は公債發行に依つて支辨する結果、貯蓄増強の手段は又一層進展し、第七十九通常議會には劃期的な政策が盛らるゝこととなつた。

爲替政策の根本的變更

大東亞戰爭勃發は我が爲替政策に重大なる轉換を齎した。續述の如く米英の壓迫強化に伴つて我が國の爲替政策はこれに對應する態勢が整へられたのであるが、米英と開戦の結果、從來國際通貨として重大なる役割を演じてゐた英米通貨と我が圓貨との關係は完全に斷絶し、同時に南方作戦の進展に伴ひ、東亞に於ける英米通貨は後退しつゝある事情に鑑み、大藏省は東亞に於ける新しき通貨事情に立脚して、從來の爲替政策を根本的に變更し、我が通貨たる圓を中心とする新たな爲替市場を設定することとし、十七年一月一日より實施したが、其の新政策の根本は左の如くである。

一、從來の爲替相場は外貨建と邦貨建の兩者があつたが、今後は爲替相場(換算率)の表示は總て圓貨を以てこれを爲す

二、爲替相場は從來銀行間の協定に委せてゐたが、一切公定制とする

三、斯くて爲替相場の意味も相當變質することに鑑みて、今後は爲替相場と云ふ用語を廢し、爲替換算率なる用語を使用すること

斯くて、對外爲替相場は米英貨を基準とする方式を一擲し、日本圓を中心として政府自らこれを定めることとしたが、右措置に關しては十六年十二月大藏省令第七十九號で公布された「外國爲替管理法に基く外國爲替相場取極に關する命令の件」が其の根幹を爲してゐるのである。其の要綱は左の如くである

爲替相場公定措置要綱

一、爲替相場は從來の英米貨を基準として裁定する方式を廢止し、政府に於て各國通貨の本邦通貨に對する換算率を直接に決定すること

一、相場の表示は總て圓貨を以てこれをなすこと

一、相場は賣相場、買相場の區別をなさず一本建とすること、爲替銀行等に對しては一定の手数料の徴收を認むること

一、相場は大藏大臣これを決定し總ての取引はこれによらしむること

一、大藏大臣の定むる相場は、告示を以て發表すること、但し緊急止むを得ざる場合は、日本銀行及び横濱正金銀行各本店の店頭に於ける揭示を以てこれに代へ得ること

一、敵性通貨の公定相場はこれを建てざることを

一、外國爲替銀行の爲替取引に關する手数料、期限附手形の相場に就いては、銀行間に於て協定せしめ、政府の承認を受けしむること

これと同時に大藏省は通貨の種類並に相場を發表し、爲替銀行はこの要綱に基き夫々申合を行ふところあり、正金よりも公定相場並に手数料の發表を行つた。

右實施と共に爲替許可事務の比較的重要ならざるものを主要爲替銀行(正金、臺銀、鮮銀、三井、

三菱、住友、第一、第百、安田、三和、野村)十一行に取扱はしめることとしたが、民間爲替銀行が公に國家の爲替管理機關の一部として協力するに至つた點が注目されよう。

かゝる金融爲替制度の根本的變更に依り、第三國向輸出原材料輸入資金を圓滑に供給する目的を以て十三年七月設けられた日銀に於ける外國爲替基金は、貿易事情の變化に伴ひ、其の存在理由を失ふに至つたので十七年二月廢止されたが、同基金は軍需其の他生産擴充物資の輸入資金に利用されたため、内地に於ける重要輸入物資に變形し、結局日銀の爲替銀行に對する債權として存在してをり、これが廢止に依り一時の決済は金額が巨額なるため困難なるに依り、これを日銀の爲替銀行に對する別途貸附として整理し、隨時決済せしめることとした。

かゝる措置は爲替政策變更に伴ふ派生的問題であるが、新爲替政策の決定は日本圓の國際的地位昂揚の爲に圓爲替決済を推進し、大東亞共榮圈の物資交流の増進に資さんとするもので、豫てこの目的達成のために泰國との間に爲替換算率に就き交渉を進めつゝあつたが、四月に於て日泰間現行爲替換算率百バート一五五圓七〇錢が百バートに付き百圓と改訂せられ、圓・バート等價に關する申合と共に特別決済協定が成立したことは圓決済中心主義への移行を示すものとして刮目すべきであらう。なほ、十六年十二月、大藏、商工兩省の事務簡捷化の見地から行はれた兩省事務の調整に依る外國貿易に伴ふ爲替管理事務は、新年度に入ると共に商工省に移管を見、こゝに初めて物の輸出入に關する取締が資金と物とを合體して商工省管掌の下に一元化せられ、これに伴ひ、關係法規が改正せられた。

右に依つて大藏省の爲替政策は今後資金の交流に監督行政の主眼が置かるゝと共に、前述の如き、大東亞金融圈の確立に其の構想が盛らるゝに至つた。

變質せる國債の觀念

昭和六年の金再禁止後に於ける高橋財政のインフレ政策に依つて、所謂赤字公債として歳入補填公債が毎年發行せられたのであるが、滿洲事變を契機として豫算膨脹と併行して公債發行は累増を重ね、支那事變を経て大東亞戰爭に至つては其の額未曾有に上るに至つたが、支那事變勃發と共に我が國財政經濟の飛躍的轉換に伴つて國債の性質は從來の觀念とは著しく相異するに至つた。

從來國債の觀念は歳入補填のため發行せられ、不生産的乃至は一種の消耗として國家が國民に將來長く負擔を殘すものとして各方面より懸念されてゐたものであつたが、今日の國債は社債又は株式と同様、生産力擴充のために發行される場合多く、建設的意味を多分に含んでゐるのである。滿洲國の建設工作のため滿洲國公債振替に依る本邦公債發行、國家總動員法發動に伴ふ損失補償、豫算外契約に依る國庫損失負擔等何れも側面的に生産力擴充に資するものである。就中、滿洲事變、特に支那事

變の勃發を契機として我が國經濟機構の全面的再編成過程に於て、所謂國策會社が著しく創設され、これ等は何れも前述の和田局長發案に係る庶民金庫の設立と同じく公債交付に依り設立され、從來見る如き現金出資、現物出資は少き現状と其の政府出資は資本金の全額乃至は半ば以上に達するに鑑み、政府の生産力の擴充方面に對する積極的進出振りにこれを見るのである。

昭和二年以降各年末國債現在額の推移 (外貨國債を除く)

昭和二年	三、九〇一
六年	四、五二五
十年	八、二〇八
十二年	一〇、五八五
十三年	一四、九三〇
十四年	二〇、二五三
十五年	二七、〇〇八
十六年	三六、一〇〇

又臨時軍事費は一層これを明確にしてゐるのである。

臨時軍事費追加豫算の推移

昭和十二年度より十五年度第七十六議會分迄	一七、四五五、〇七七
昭和十六年度	四、八八〇、〇〇〇
第七十六議會分(臨第二號)	三、八〇〇、〇〇〇
第七十七議會分	二、八〇〇、〇〇〇
第七十八議會分	七四、六九〇
第二豫備金より支出(十一月)	一一八、八〇〇
國庫剩餘金より支出(十一月)	一八、〇〇〇、〇〇〇
昭和十七年度	四七、二二八、五六七
第七十九議會分	
合計	

この大部分は公債支辨に依つて賄はれてゐるのである。然るに、現代の戦争は大規模化し、國民總力戰となるに伴ひ、軍事費は國防費と改稱せざるを得なくなり、一部は消耗に終る部分もあるが、一方に建設的並に貯藏的なる部分も多分にあるのである。即ち、高度國防國家の建設は國民總力の發揮と生産力擴充が其の根本となるからである。況んや南方建設工作の進捗に伴ひ、これ等との物資交流

は臨時軍事費を通じて行はれてゐると、第七十九議會を経て設立された南方開發金庫に臨時軍事費特別會計より出資を見るに於てやである。

第二節 第七十九帝國議會

十七年度の豫算額

大東亞戦争は緒戦に於ける赫々たる戦果に依つて大東亞共榮圈建設の地盤は將に築かれんとしつゝある。戦争完遂もかゝる情勢に對處して經濟全般に涉つて新しき情勢の展開に照應する體制の整備が要請せられ、第七十九議會に於ては大東亞戦争完遂の具體化の第一歩が圖られた。

これは政府豫算の膨脹となつて現出し、非常時局に即應するため非常時政策が採られたのである。即ち、十七年度一般會計豫算額は十六年度豫算額より一億八千萬圓増加し、八十八億三千七百萬圓の新記録を示現し、これに臨時軍事費第八次追加豫算百八十億圓を加へ、二百六十八億圓の大豫算となつた。右の内一般會計より臨時特別會計に繰入れて重複勘定となつてゐる二十五億二千五百餘萬圓を差引けば十七年度豫算額は二百四十三億千百萬圓となり、十六年度のそれに比し四十億五千八百萬圓

の激増を示したのである。

かゝる大豫算を賄ふために直接税中心の大増税が行はれたのであるが、租税のみの増収だけの到底及ぶところてなく、臨時軍事費の膨脹は依然公債發行の増加を促した。十六年度の公債發行豫定額は第七十七、七十八の臨時議會を経て百四十九億四千三百萬圓となつたが、之れより増して十七年度の公債發行豫定額は百六十三億五千八百萬圓と之亦新記録となつた。

公債發行豫定計畫 (單位百萬圓)

	十五年度	十六年度	十七年度
一般會計	一、九〇七	三、〇〇四	一、五二七
臨時軍事費	三、六七四	一、三四五	一四、〇〇〇
特別會計	四四六	五九四	八三一
合計	六、〇二七	一四、九四三	一六、三五八

この空前の尤大な公債發行を完全に消化し戦時インフレの悪性を阻止するために貯蓄獎勵の強化は勿論とし、大増税の外に我が國租税體系に一大轉機を齎す結果となつた。

貯蓄獎勵の強化

かゝる財政の膨脹に伴ひ、政府は十七年度の國民所得總額を議會に於て四百二十億乃至四百五十億圓に達すべき旨を述べると共に、十七年度國家資金動員計畫の概數に就き説明を加へ、十七年度の貯蓄増加目標額を二百三十億圓と決定、發表した。

即ち、政府は右の四百五十億圓の國民所得を動員して國債の消化資金百七十億圓（十七年度公債發行豫定額に、十六年度分の十七年度への繰越發行額七億圓の合計）に生産力擴充資金として十六年度同様六十億圓を豫定し、二百三十億圓の貯蓄目標額を決定したのである。

此の目標額は貯蓄獎勵運動開始の年たる十三年度の目標額八十億圓より約三倍に當り、更に議會答辯に依る十七年度國家資金力四百二十億乃至四百五十億圓に比すれば其の約半額に相當し、十七年度の貯蓄獎勵運動は實に容易ならざることを示唆したのである。

政府も貯蓄獎勵運動の強化に資せんがため、事變國債並に事變債券の名稱を大東亞戰爭債と改稱し國民の認識を深める一方、百貨店に於ける商品切手の發行を禁止し、これを國債とし、郵便貯金法を改正、郵便貯金の最高預入限度三千圓を五千圓に引上げ、郵便貯金切手の創始、簡易生命保險の最高制限額五百圓を一千圓に引上げる等の外、臨時資金調整法を改正し、土地其の他のものの收用又は買収に依る代償金等の臨時收入に對して其の金錢の處分に關し命令を爲し得ることとし、又勸銀の發行する戰時貯蓄債券發行限度を十億圓より二十億圓に、報國債券を五億圓より十五億圓と爲すと同時に、

其の債券發行と抽籤に妙味を持たしむることとした。

右の如き措置は何れも國民の自覺と熱意を促すべき對策として採られたものであるが、當時貯蓄増強方策として政府が左の十一項目を決定、これが推進策としたことはこれを裏書してゐるところである。

- (一)國民の時局認識徹底、(二)國民貯蓄の計畫化、(三)他の諸政策との綜合調整、(四)戰時生活基準の確立、(五)國民貯蓄組合の機能増進、(六)貯蓄獎勵機構の整備、(七)貯蓄目標額の適實化、(八)金融機關の活動促進、(九)浮動購買力吸收方法の強化、(十)貯蓄推進上有益なる施設等の推奨、(十一)貯蓄獎勵功績者表彰制度の確立

斯くて、貯蓄の増強、公債の消化は金融界の中心課題となると共に、金融機關に對する一層の活動が期待せらるゝに鑑み、東京手形交換所では十六年十二月、臨時總會を開き左の貯蓄増進のために營業時間を延長するに決定した。

一、預金受入時間延長の件

- (イ) 毎月五日、二十日、二十五日及び月末、月初の營業日各一日合計五日は貯蓄獎勵の爲、預金の受入時間を午後五時迄延長、但し其の日が土曜日に當るときは午後二時迄延長すること
- (ロ) 五日、二十日、二十五日が休日に當るときは次の營業日に於て其の受入時間を延長する

こと

(ハ) 十二月二十日より直ちに實行すること

右に依つて東京市内普通銀行、貯蓄銀行は營業時間を延長することとなつたが、十七年度の貯蓄目標決定に伴ひ、金融機關に於ても夫々其の職能に従ひ、貯蓄目標額を決定し、この達成に向つて邁進した。

普通銀行	八、〇〇〇	地方銀行	三、〇〇〇	貯蓄銀行	二、〇〇〇
貯蓄目標額	百萬元		百萬元		百萬元

なほ、大藏省では貯蓄増強のため、全金融機關の經驗と其の全國的機構を動員し、貯蓄に協力せしめるため、十六年十二月銀行局長、國民貯蓄獎勵局次長連名に依り各地方長官に左の通牒を發すると共に、十六年秋、普通銀行、貯蓄銀行、信託會社に對して簡易店舗の開設を許可したる如く、十七年三月に於てはこれと同數の百二十ヶ所の簡易店舗の新設を許容するところあつた。

一、國民貯蓄組合、就中職域貯蓄組合の結成並に運営に就き道府縣當局の指導の下に積極的協力を爲すこと

一、國民貯蓄組合に對してはその貯蓄の實行の便に供するため出來得る限り當該組合の事務所迄集金取扱などの措置を講ずること

一、前二項の實施に當つては金融機關は道府縣當局と連絡し相互緊密なる聯繫の下に協定を爲し、無用の競争を避けること

租税政策の變革

戦費の累増するに伴ひ、國庫收入の増加を圖り、戦時下の財政を強化すると同時に、浮動購買力の吸収、消費の徹底的規正に資するため隨時増税が行はれた。

事變以來の増税額 (單位千圓)

昭和十二年度	臨時租税増徴法	初年度	平年度
十三年度	支那事變特別税法	二六九、五八三	三五九、四〇二
十四年度	右特別税法改正	三〇六、八八三	三〇三、九二一
十五年度	税制改正 (内) 國庫純増収額	一八七、七二一	一九五、八三〇
十六年度	酒税等増税	六〇四、六六五	七四八、七九五
十七年度	所得税等増税	三七三、四八二	四四四、六七〇
		一七三、一一〇	六三五、九九五
		九七三、五八八	一、一五五、五九三

〔備考〕 何れも政府提出原案

第二節 第七十九帝國議會

十七年度に於ては直接税中心の増税が行はれたのであるが、これは既に十六年十二月から第十七議會に於て協賛された間接税中心の増税案と一體を爲し、兩者を合計すれば増税總額は約十八億圓に上り、十七年度の税収額は六十億圓近くに達するものであつた。

右増税案は第七十九議會を通過したが、今次増税は分類所得税の増徴を中心として、各種の直接税に就き相当税率を引上げると共に、現行間接税の一部に就いても増徴を行ひ、猶新税として電気瓦斯税、廣告税、馬券税が創設されたが、右増税案は我が國租税政策に一大轉機を齎したものと注目されるべきものがある。

即ち、今次増税案は戰時生産力擴充を阻害し或は貯蓄増強に支障を及ぼすが如き事態を出来るだけ避け、又國民生活の安定に極力意を用ひた點であつて、例へば人口政策、社會政策的見地から、所得税及び相続税に於ける扶養家族控除制を擴充し、又臨時租税措置法を改正して、法人の留保所得に對する課税を輕減、減價償却年限の短縮、長期預金に對する分類所得税の輕減、企業合同の場合に於ける所得税、法人税及び營業税の輕減又は免除等を爲す等、戰時下緊要なる經濟政策を折込むに至つたことにある。斯くて我が國税制は大東亞戰爭完遂の新體制へと進んだ。

右税法の改正は、一方に貯蓄獎勵の目的を含んでゐるが、今回生産力擴充資金の供出も貯蓄の一部なりとの觀念の下に對策が講ぜられたことは注目すべきであらう。

國民貯蓄組合法を改正して、貯蓄の範圍に社債並に地方債が追加されたと、社債等登録法の公布等を見たことはこれが證左であつて、興銀ではこれがため四月に、社債登録事務を取扱ふ社債登録部を新設した。

第三節 戰時金融金庫並南方開發金庫の設立

戰時金融金庫の設立

戰時經濟は國家資本の進出を促し、これが一形態として國策會社が簇出された所以であるが、大東亞戰爭勃發は一層これが促進されて第七十九議會に於ては我が國金融事情に一大示唆を與へたと見るべき戰時金融金庫並に南方開發金庫が設立されることとなつたことは特筆するべきである。

既述の如く、國家の要請する緊急産業方面に於ける資金の供給は一般の銀行其の他の金融機關の自發的努力と銀行等資金運用令に基く興銀等に對する融資命令の發動とに依つて一應賄はれて來つたのであるが、大東亞戰爭勃發に依り戰時經濟は愈々本格的となり、國家的緊急産業には其の事業に對する資金の危険性等を顧慮することなく迅速に且つ十分に資金を供給することが必要となつて來たので

ある。従来でも普通銀行と雖も事業資金の供給に重要な役割を演じたのであるが今後亦銀行其の他の金融機関が益々戦時金融に於て國家の必要に應ずる資金の供給に重大責務を負つてゐることは云ふ迄もなし。

然し、銀行の如く、預金者の預金を預つてこれを運用する以上は其の資金供給の相手方たる事業の將來の収益性其の他の危険性を全然顧慮することなく資金を供給することは困難であり、又預金保護の見地からも亦普通銀行が餘りに危険なる金融に乗り出すことは當を得たるものでなく、而も一方、銀行等資金運用令に依り個々の貸付に就いて融資命令を發動して、其の個々の貸付に就いて政府が補償すると云ふことは今後かゝる資金供給の必要の一層増加する傾向にあると同時に、其の供給が一層迅速を要する點を考慮せば、かゝる資金供給を専門的に擔當し、然して政府の包括的な補償を背景とし豫め政府の方針を體してこれに従ひ、自ら活動する機關の設置が要請されるのであつて、戦時金融金庫はかゝる要請に依つて設立されたものである。

かゝる意味に依つて戦時金融金庫の業務は「戦時に際し生産擴充及び産業再編成等の爲必要なる資金にして他の金融機関より供給を受くること困難なるものを供給する」ことを其の主要目的とし、併せて有價證券の市價安定操作を行ふもので、これがため、十六年四月設立された従來の有價證券市價安定工作機關たる日本協同證券株式会社を吸収することとなつた。

法律案通過に依つて戦時金融金庫法は十七年二月法律第三十二號で公布、三月勅令を以て施行せられ、同時に同法施行令及び同法施行規則も省令に依り施行を見、四月役員の決定と共に營業は開始された。

而して同金庫の資本金は三億圓で内二億圓は政府出資とし、殘額一億圓の内五千萬圓は日本協同證券の吸収に依り協同證券の資本金を其の儘出資に充て、五千萬圓は各金融機関より出資を求めることとしたが、各金融機関の出資額は左の如くである。

- 一、都市大普通銀行 二千二百萬圓
- 一、地方普通銀行 五百萬圓
- 一、特別銀行 六百萬圓
- 一、生命保險會社 一千二百萬圓
- 一、信託會社 五百萬圓

なほ最近に於ける國策會社の簇出に伴ひて、各金融機関に協力を求めることが多くなり、金融機関より株式出資と云ふ形態が採られつゝあるが、これは金融機関の資金放出の一部轉換として注目すべきものである。

南方開發金庫の設立

南方作戰の順調なる進展に伴ひ、從來の英、米、蘭の金融勢力はこゝに一掃せられたる結果、其の通貨金融部面が相當激變を受けることは云ふ迄もない。南方開發金庫はこの間に處して、一方現地經濟の圓滑なる運行を確保すると共に他面我が通貨金融工作の中心的機關として、其の運営を支障なく行はんとするを目的として設立せられたものである。

關係法規は十七年二月第三十三號で南方開發金庫法を公布、引續き同月施行と同時に、其の施行令並に施行規則も勅令及び省令で公布せられた。

然して、南方諸地域は現在作戰進行中の關係から、軍費並に物資取得等の支拂手段として現地通貨表示の軍票を使用してをり、又軍票と同時に現地通貨の流通も行はれてゐるのであつて、これがため、南方開發金庫の使命も自ら左の如くとなつてゐる。

一、資源開發のために必要なる資金を重點的且效果的に供給することに依り軍票の放出を能ふ限り合理的ならしめると共に債券の現地發行、預金の受入等を行ひ、以て放出資金の吸収を爲し、通貨工作を行ふ。

二、これと共に現地通貨に依る軍票の受入、預り金の受入、債券の現地發行等の方法に依り軍票

と現地通貨の機能調整より進んでこれが統一を圖るにある。

三、後述の如く、現地の本邦側銀行に對して親銀行の地位に立ち、これ等銀行の資金過不足を調整する。又將來爲替取引が行はれたる場合に於ては爲替尻調整をも行ふ。

四、將來爲替管理が必要となるが、其の管理事務は金庫をして擔當せしめ、又國庫事務をも取扱はしめる筈である。

前述の如く、南方開發金庫設立の本來の目的は「南方地域に於ける資源の開發及び利用に必要な資金を供給し併せて通貨及び金融の調整を圖る」にあつて、其の機能はこれ等地域の中央銀行と見做すべきものであつて、其の業務も資金の開發及び利用のため必要なる融資又は投資を爲すの外「預り金」「地金銀の賣買」「通貨の交換」「爲替の賣買」となつてをり、普通銀行の形態を整へてゐるものであるが、現地本邦側銀行との機能調整は尊重さるべきであり、其の關係は大體左の如くと見られてゐる。

一、本邦側金融機關は開設されても最初は資金手薄の關係から軍票資金の供給を金庫に仰ぐこととなるが、將來現地發券制度が確立せられ、これよりの借入可能となる場合に於ても中央銀行からの借入は原則として金庫に行はせる。

二、金庫の貸付は長期固定的のものを主とし、又投資をも行ふが、短期の商工業金融等の如きは

本邦側銀行に取扱せると共に貸付に就いては從來の本邦側銀行の取引關係を尊重して其の機能を阻害せしめざる様努力する。

三、預り金に就いては一般預金の取扱は原則として本邦側金融機關に委せることとし、金庫が一般顧客からの預金を受入れる場合に於ては利子其の他で調整を加へる。

なほ同金庫の所要資金は、債券の發行に依つて賄ふことは勿論であるが、現在は臨時軍事費特別會計より軍票資金を借入れ、これを必要とする方面に貸付けることに其の特異性を見るが、然し、これは暫定的措置としてあつて、將來發券制度の整備確立に依つて其の調達方法は變更されることとならう。

尨大化する起債計畫

かゝる國策會社の外に戰爭完遂體制確立のために第七十九議會は左の國策會社の新設を要請したのである。これ等會社は國家信用を背景として、尨大なる債券發行能力を有してゐるのである。

第七十九議會を通過せる國策會社 (單位千圓)

會社名	公稱資本金	(内)政府出資額	債券發行能力
戰時金融金庫	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	資本金に對し 十 倍

南方開發金庫	一〇〇,〇〇〇	全 額	"
重要物資管理營團	一〇〇,〇〇〇	"	ナ シ
日本醫療營團	一〇〇,〇〇〇	"	五 倍
中央食料營團	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	"

右の内、南方開發金庫債券は原則として現地發行となつてゐるけれど、法律上からは内地に於て募債しても差支へないこととなつてをり、これを一應除外しても國家的要請に基く事業資金貸付機關として戰時金融金庫が設立され、戰爭途上に於てこれ等資金の需要旺盛なると臨時資金調整法を改正し、興銀の債券發行限度を二十億圓より五十億圓に擴張(興業債券の元利支拂に政府は無制限に保證を爲すことに同時に改正)したことに依つて、今後起債計畫は尨大化が豫想され、又この外事變この方設立された各種營團並に金庫等の本格的活動はこれに拍車を加へることとなり、斯くて起債市場はいよいよ尨大となり、政府保證債の氾濫時代を現出するに至つた。

かゝる情勢に鑑み、起債計畫委員會では物資統制計畫と照應して多額の發行希望を抑制して、十七年度第一、四半期七億一千四百二十萬圓、第二、四半期七億二千八百八十萬圓(何れも營團債を含む)と起債計畫を樹立し、各機關別の消化率を左の如く定めた。

消化機關別消化率

	第一、四半期	第二、四半期
シ 團 親 引	三四・三%	三四・一%
公 募	三一・〇	三〇・一
官 廳 其 他	三四・七	三五・八
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右に示すが如く、起債市場の計畫化に伴ふ公開市場の狹隘化は官廳筋の引受額を増大せしめつゝあるが、これと共にシ團親引も漸次引上げられる傾向にあつて、金融機關の資金配分計畫は一層の切實味を帯びつゝある。

斯くの如く、起債計畫は尨大化が豫想されるに伴ひ、政府支拂の簡捷化が一層要望せらるゝに連れ、政府は十七年法律第十號を以て會計法戰時特例法を公布し、從來の會計規則の特例を擴張すると共に軍需手形制度より一步進めて、軍支出擔當官の直接手形保證に依る資金融通の途を開き、軍需手形と併行して實施したことは金融市場の緩急の調整を圖る一方、他面起債計畫抑制の一助としたものである。

第四節 日本銀行制度の改正

日本銀行改組の要請

日本銀行制度の改正は永年に渉る懸案であるが、事變後の金融情勢の變化に依り、日銀制度の運用に於て臨時立法乃至は運用に種々な改正を加へ來つたことは既述したところであり、これに依つて日銀は中央發券銀行としての立場を維持して來たのである。

然るに、日銀の現行制度たるや、其の沿革極めて古く明治十五年太政官布告第三十二號を以て制定せられた日本銀行條例及び同十七年太政官布告第十八號に依る兌換銀行券條例を其の基本としてをり其の後幾多改正を加へたと雖も現行制度は今日の同行實際の運営と可成り遊離してゐるばかりでなく、内外諸情勢の進展に即應して、日銀が我が國の中央發券銀行として充分に其の使命職責を完うして行く爲には極めて相應しからぬ制度となつて來たのである。就中、日銀條例は特に英蘭銀行の制度に則つて、自由主義的經濟機構の基本的要請に従ひ、中央銀行は單に商業銀行の中央銀行として受動的、消極的に通貨の調節に當ることを建前とするに至り、其の經營は自主的なることが理想とされた

のである。

故に、中央銀行の本質的機能は國家が經濟の隨一の指導者となり、中央銀行の役割が、戰費と産業擴充資金を調達すべき國家の資金計畫の中樞的な執行機關として政府と共に全金融機關の積極的指導に任ずべき時に當つて、今日の要求に適應せるものと云ふことは出來ない。これは十六年七月、發表を見た財政金融基本方策要綱に依つて (一)日本銀行機能の整備 (二)金融機關に對する統制の強化 (三)日本銀行を中樞とする金融機關の組織化と云ふ金融新體制の理念に依つても頷かれるところである。

又大東亞戰爭完遂體制と大東亞金融圈の確立に伴つて日銀が政府と一體的關係に立つて通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成の責に任じ、併せて大東亞共榮圈の金融の中心機關たるべき任務を遂行すべき體制を整備することは、正に喫緊の要事となつた一方、戰時經濟過程中に加重した中央銀行の責務に關する本質的な變化は、日銀の營業期限(明治四十五年に更新した三十年の期限が十七年十月到來)の満了を期として日銀の法的構成を更新することを當然の要求たらしめたのである。

かゝる觀點から銀行局は十六年當初から鋭意研究を進め、いよいよ第七十九議會に提案したのであつて、これに依つて現在の如き構想は着手當時から抱藏せられてゐたものとして注目すべきであらう。

新日本銀行の本質と機構

新日銀は斯く大構想の下に編成替が行はれたのであるが、從來と尤も異なるところは、

- 一、株式會社組織を改めて營團的特殊法人としたこと
- 一、業務を擴大して産業金融に進出し、積極的に市場操作をなし得る範圍を擴げたこと
- 一、國際金融の中樞的機關として爲替買賣が認められたこと
- 一、金本位制を廢して管理通貨制となつたこと

の四點に要約される。

然し、これ等の點は舊日銀が既に新情勢に應じて實質的に行つて來たところであつて、日銀の業務が其の新發見に依つて急變するものではないが、今回の改組は右の要點を通じて劃期的な意義を有するものである。

即ち、前述の日銀改革の理念に従つて、新日銀法は

第一條 日本銀行は國家經濟總力の適切なる發揮を圖る爲國家の政策に即し通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成に任ずるを以て目的とす

第二條 日本銀行は専ら國家目的の達成を使命として運営せらるべし

と規定し新日銀の性格を鮮明ならしめてゐる。

かゝる國家的目的及び使命に即して、私經濟的利害を介在せしめる從來の株式會社組織を改めて公的な特殊法人組織となした。資本金一億圓の内、増資分五千五百萬圓を政府出資と爲し、從來の株主は民間出資者として年四分乃至五分の配當を受けるのみで、經營に對する發言權は全然これを失ふこととなつた。

斯様に、日銀が公法人に改組される結果、其の職員は法令によつて公務に從事する職員即ち公務員となり、總裁以下悉く政府の任免權の下に置かれるに至つた。從來資金調整局、爲替管理局の職員が公務員とされたのみなるに比して、日銀の飛躍的な國家機關化が表現されてゐる。なほ日銀の總裁、副總裁及び理事、監事、參與等の役員は政府に依つて直接任免せらる。業務監督の責任は大藏大臣に屬するが、直接には日本銀行監理官の任務となつてゐる。

産業金融への進出

從來の日銀の業務に於ては、不動産及び株式抵當貸付を初め産業金融への介入は出来なかつたのであるが、然し實際には見返擔保制による救濟的手形割引、スタンプ附社債手形割引、興銀を介する軍需手形の割引等に於て、産業金融への日銀の進出は實現されてをり、見返擔保制は實質上株式及び公

社債、不動産不動産擔保の貸付に屬するものであつた。

かゝる點を折込み新日銀法第二十條の業務規定は

- 一、商業手形、銀行引受手形其の他の手形の割引
- 二、手形、國債其の他の有價證券、地金銀又は商品を擔保とする貸付
- 三、預り金
- 四、内國爲替
- 五、商業手形、銀行引受手形其の他の手形、國債又は主務大臣の認可を受けたる債券の賣買
- 六、地金銀の賣買
- 七、手形の取立、保護預り其の他前各項の業務に附隨する業務

となり、從來の實踐が法制化された上に、更に國債以外の債券の賣買が加へられた。

斯く業務範圍が擴張されたことは從來の公開市場政策の擴張を意味するが、注目すべきは株式、社債等擔保の貸付及び特に右の認可債券の賣買に依つて、日銀が直接産業金融に進出する可能性が開かれたことである。

國際金融への進出

諸外國の中央銀行は概して亦外國爲替取引の中央機關となつてゐるが、日銀は今日迄直接に爲替取引の中心とはならなかつた。

然し、十二年一月の輸入爲替許可制實施に對應する同十一月外國爲替局の設置この方爲替管理の強化に連れて日銀の外國爲替統制主體としての役割は飛躍的に高められたのである。
斯くて、新日銀法に於ては

第二十三條 日本銀行は必要ありと認むるときは外國爲替の賣買を爲すことを得

第二十四條 日本銀行は國際金融取引上必要ありと認むるときは主務大臣の認可を受け外國金融機關に對し出資を爲し若は資金を融通し又は外國金融機關と爲替決済に關する取引を爲すことを得

と定められた。

これは從來の狹義の爲替取引に關與すると云ふに止まらず、日銀が將來大東亞共榮圏の中央銀行なる役割を擔ふことを豫想するものであつて、原口爲替局長が議會に於ける日本銀行法委員會に於て共榮圏内の爲替尻決済機構に就いて左の如く述べてゐることはこれを證左してゐるのである。

管理通貨國間の爲替尻決済は第三國通貨を経ず、兩當事國間に直接決済する方法を採るのが普通である。その場合の尻は短期的には債權國より債務國への預入れ或は債權國からの債務國の借入

等によつて決済され第二段としては借入金長期化、債務國の證券の買入れ或は補助的に金の現送等によつて行はるべきものである。併し實際には二國間の爲替尻が、完全に相殺されることは困難なので、多角的清算の方法を採らねばならぬが、その場合歐洲、米洲等て行つてゐる方法は廣域經濟圏内に決済の中心地と通貨即ち歐洲に於ては伯林及びマルク、米洲に於ては紐育及び米弗を定め、この中心地に於て特定の通貨を以て多角的に清算する方法が行はれてゐる。東洋に於ては今日まだ完成してはゐないが、將來は東京に於て圓を以て東亞共榮圏内各地域間の決済を行ひ得るやうにしたいと考へる。これは政治的な意味に於てなく、さうすることが各地域にとつて最も實際的であり且つ便利と考へる。この場合日銀に各地域の中央銀行或は爲替銀行の清算勘定を設け、共榮圏内各地域間及び共榮圏と他のブロックとの爲替尻を決済するやうにして行きたいと思つてゐる。その場合特別な清算機關を設ける迄もなく、日本銀行をして當らしめればよいと思ふ。

これが實證例として六月に於て日銀は泰國大藏省に對し二億圓のクレジットを與へたが、これは日銀の新機能を示唆するものである。

管理通貨制の確立

次に、日銀の發券機關としての職能は、

第二十九條 日本銀行は銀行券を發行す

前項の銀行券は公私一切の取引に無制限に通用す

として、從來の兌換券なる用語を廢止すると共に、實際的意義を喪失せる兌換規定をも廢止し、其の通貨は無制限法貨と規定せられてゐる。

既述の如く、銀行券の發行準備の改正、保證準備の擴張、最高額制限に依り兌換銀行券制度は一路管理通貨制度に移したものであつて、現行制度を法規化するものに外ならないのである。山縣銀行局長は日本銀行法委員會に於て管理通貨制度の内容に關し左の如く説明し、これを明にしてゐる。

今回日本銀行法中に規定した所謂管理通貨制度は通貨發行量が國家の諸々の經濟政策運営上の必要から離れて金の量に機械的に左右されることになつてゐる現在の制度を改め、通貨發行量を國家の必要に適應せしめんとするもので、新制度の要點は次の三點にある。

- 一、正貨準備と保證準備との區別をなくし、金の通貨(日本銀行券)に對する特殊の地位を認めぬ。但し依然金を準備としては認め、單に金と日本銀行券との必然的關係を切離すものである。
- 二、金兌換制度を廢止するもので、金兌換が國內的に必要なことは明かであり、對外的には通貨價值の維持は中央銀行たる日本銀行が國際貸借尻を決濟(外國爲替或は金等で)すればいゝので

あつて、兌換によつて對外價值維持を圖る必要はない。

三、通貨數量が從來は金の量に規制されたが、これを政府に於て經濟政策運営上の必要に基いて決定する。而して新制度と貨幣法との關係に就て見ると、貨幣法は今日では實質的な意義がなくなり、觀念的な存在となつてをり、管理通貨制度の採用と同時に同法改廢に就ても考慮したが、金の代りに何を以て價格の單位とすべきかに就て猶ほ充分攻究すべき必要があるので存置した。

金融統制の中樞機關化

斯くて、新日銀は業務範圍の擴大、多角化により金融統制に對する役割は高められるに至つたが、それを又積極化するため新日銀法は

第二十五條 日本銀行は主務大臣の認可を受け信用制度の保持育成の爲必要な業務を行ふことを得

第二十八條 主務大臣は日本銀行の目的達成上必要ありと認むるときは銀行其の他の金融機關に對し日本銀行の業務に協力せしむる爲必要な命令を爲すことを得

とせられて、金融統制全般に對する積極化を裏付けてをり、これは曩に決定せられた金融新體制の理念を具體化するものであつた。

以上を通じて新日銀は名實共政府と表裏一體の關係に立ち、内は我が國の中央銀行として本來の職能たる通貨の調節、金融の調整、信用制度の維持、育成に任ずると共に、金融統制會の中心となつて金融統制の完璧を期し、外は大東亞共榮圈内金融の中樞として國內通貨、金融、爲替等の方面に十全を期すと云ふ頗る重大なる使命を帯びることとなつた。

然してこれら規定の具體的内容は漸次具體化せられつゝあつて、泰國との借款契約の成立等其の現はれと見ることが出来る。

總動員法の發動に依つて金融統制會設立が具體化せられつゝあつたが、統制會は終局に於て、人に依つて運営が行はれ、人の和に依つて其の圓滑化が圖られるものである。

全國金融統制會の役員は會長を日銀總裁とし、副會長には日銀副總裁を任じ、理事長は置かないこととし、日銀を金融統制會の中樞機關とせる立場を明にしてゐる。こゝに於て、日銀副總裁が實質上の統制指導者に置かれるのである。然し、日銀副總裁山内靜吾氏（十六年十月津島副總裁北支那開發株式會社總裁に轉出に伴ひ理事より昇格）の立場は重大となつたが同氏は病身のため十七年三月辭任するに至つた。

これに依つて、日銀と金融統制會並にこれを通じて普通銀行の聯携強化、延いては全金融機關の日銀と一體化せる體勢に導くに足る人材が要請されたのであつて、第一銀行副頭取遊澤敬三氏の日銀副

總裁就任は寧ろ日銀副總裁の職よりも金融統制會の副會長に其の重點が置かれたものと考へられる。

なほ、これと軌を一にして、日銀の金融統制機能の確立圓滑化は金融機關の本店が各地に散在してゐる以上、支店網の充實に負ふところ多く、改組に先立ち支店網が完備したことは今後の金融統制の完璧化を齎すものである。

即ち、開設準備中の静岡支店を初め、高松支店（開業十七年二月）、札幌支店（同一月）、福岡支店（同十六年十二月）、仙臺支店（同十月）の五支店を新設し、從來の小樽、函館、秋田、福島、新潟、松本、金澤、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、廣島、松山、松江、門司、鹿児島、熊本の十八支店に加へ二十三の支店を有することとなり、全國樞要地に支店が置かれたが、これは又一方日銀業務の進展を物語るものである。

日本銀行法の公布と新公定歩合の發表

政府は日本銀行法の議會通過と共に大體五月一日に新發足を爲さしむる豫定の下に改組に要する諸般の手續を進める一方、法律を漸次公布した。

- 一、十七年三月勅令第七十四號で日本銀行法を公布、同月二十日より一部施行
- 一、同年四月勅令第四百三十九號で全部に涉り五月一日より施行

一、同年三月勅令第七十五號で施行令公布、二十日より施行

日本銀行法は第七章第四十八條より成り、附則も加へ七十八條の多岐に渉るもので、全條項を五月一日より適用し、これに新日銀は誕生するに至つたが、これより曩、大藏省は十七年度の兌換券發行限度を兌換券條例の臨時特例に基いて四月告示を以て六十億圓と改訂したが、右は日本銀行法の施行に伴ひこれに吸収せられ、其の儘適用せられたると、從來の日本銀行條例、兌換券條例、日本銀行納付金法、金準備評價法も附則に依つて廢止せられた。

なほ、大藏省は日銀新發足と共に、新日銀法第二十一條の規定に依り日銀の割引及び貸付利子の歩合を左の如く認可したが、これは從來の所謂日銀公定歩合を其の儘踏襲したものであつて、新日銀法に則つて形式を多少變更したに過ぎなかつた。

一、商業手形割引歩合

日歩九厘

二、國債を擔保とする貸付利子歩合

日歩九厘以上

三、政府保證債、特殊法人にして會社に非ざるものの發行したる政府保證債券又は本邦内に於て募集したる滿洲國々債若は滿洲國政府保證社債を擔保とする貸付利子歩合

日歩九厘五毛以上

四、社債、特殊法人にして會社に非ざるものの發行したる債券(孰れも政府保證のものを除く)

地方債又は本邦内に於て募集したる滿洲國社債(政府保證のものを除く)を擔保とする貸付利子歩合

日歩一錢以上

五、其の他のものを擔保とする貸付利子歩合

日歩一錢一厘以上

六、當座貸越利子歩合

日歩一錢

日銀制度の改正に伴ひて、日銀ではこれに對應する機構の整備を進めてゐたが、新發足と同時に、部局の構成に編成替を行ひ、先づ從來の考査部を擴大して局に昇格せしめ、考査局を設置し、全國金融統制會其の他の金融統制團體との聯絡統制事務に當らせることとした外、發行局と出納局を統合し發券局を新設し、外國爲替局を外事局、計算局を計理局、株式局を證券局と改稱した。なほ秘書室、人事部、審査部、検査部を總裁直屬とし、其の他の局は副總裁及び理事の分擔として役員の責任機構を確立し、又其の他直屬部室と調査、證券、計理の三局を除く各局に分課を設け、參事又は調査役を課長に充て、部局長、支店長を參事に任命するところあつた。

なほ又、從來經濟界のパロメーターたる役割を爲しつゝあつた日銀帳尻は新發足を機會に其の發表は廢止され、毎週發表される日銀週報のみ從來通りとせられた。

日銀改組と共に招來せるもの

日銀改組に依つて招來せる問題は元づ第一に、正金の機能の變革が擧げられる。支那事變勃發に依つて我が國經濟は戰時體制に移行すると共に、對外爲替基準の堅持は戰時經濟の基本國策となり、數次に渉る爲替統制の強化と貿易管理の實施は一つに爲替基準の維持と、國際收支の調整にあつた。

この間にあつて正金は國家機關として爲替取引の調節に當つたのであるが、爲替取引に對する國家統制力の加重は、必然的に爲替取引を正金に集中せしめ、正金は國家的背景を得ることによつて、貿易金融に壓倒的地位を確立して來たのである。

然るに、今回の日銀改組に依つて爲替統制の實權は日銀に移行し、日銀は一般爲替取引のみならず大東亞金融圈の中樞機關としてあらゆる爲替操作を爲し得ることとなり、正金はこれに依つて從來の爲替統制機關から一爲替銀行となるに至つたことに問題がある。

然し、日銀は大局的に立つて爲替尻の決済等の操作を行ふものであり、正金は正金として爲替業務を其の主體と爲すものであり、この外正金は爲替のみならず一般普通銀行業務を行へることとなつてをり、南方共榮圈の確立に依つて南方支店の活躍は相當期待さるべく、就中、正金は海外各地に支店を有し、之れ等を通じての爲替業務は今後大に進展が豫想されてをり、この支店網の充實は正金の強味とするところであつて、日銀の代理機關として海外爲替決済は正金の獨壇場と化するものとされ、

差して其の機能は退嬰化するものでないのである。

これと共に、鮮銀、臺銀の機構擴充と銀行券統一問題が提起されつゝある。

鮮銀、臺銀は既述の如く、事變この方各地元經濟の急激なる發展に依つて業績向上し、これに即應して未拂込株金を徴收し來つたところであるが、既述の外、臺銀では十六年八月竝に十七年五月各四分の一の未拂込を徴收し資本金三千萬圓全額拂込となり、鮮銀も十七年四月同様四分の一の拂込を徴收して資本金四千萬圓全額拂込となつた。斯くて今後の本島、半島經濟界の飛躍的發展が豫想されてゐる秋、兩行の機構改正が一應問題視され得るところである。

日銀の改組は資本金六千萬圓より一億圓に、戰時金融金庫も資本金一億圓で新設を見たる今日、鮮、臺兩行はこれに比較して資本金は少額に過ぎぬ憾みなしとしない、資本金は金融機關にとつて唯一の活動力の源泉とは云へないのであるが、信用の目安を示すものであり、信用を維持する上に重大なる影響を與へるものである。就中、臺銀は南方共榮圈進出が豫想されてゐる今日、其の資本金の増加と共にこれに對應する機構整備の急務が擧げられてゐる現狀に於ても考へられるところである。

又兌換券臨時特例と同時に、鮮銀券竝に臺銀券の臨時特例に關する法律に依り朝鮮銀行券及び臺灣銀行券の發行限度も前者七億五千萬圓(前年六億三千萬圓)後者二億七千萬圓(同二億四千萬圓)と決定せられたが、日銀券が金兌換を停止し、管理通貨となつた現在、從來よりの懸案であつた通貨統一權

問題はこの際解決すべきでありとされてゐる。

然し、鮮、臺兩行は大藏省と總督府の共管であつて。現地に本店を有する兩行に對して總督府の發言權強く、兩券は何れも現地發行であり、通貨統一が行はれた際、通貨統制に對して日銀の能力が及ばざるを考慮して大藏省と總督府の二元的行政を一元化せられて初めて實行さるべきものと見られてゐる。

第五節 不動産銀行法の改正

法律改正の要請

大東亞戰爭勃發は不動産銀行の業務範圍を擴張せしむるに至つた。

即ち、生産力擴充資金を如何に圓滑に供給せしめるかと云ふことは事變勃發以來の重要課題として登場し、これが爲あらゆる諸施策と金融機關がこの目的のために動員せられて來つたところであるが、大東亞戰爭勃發に依つて生産力擴充は益々重要な度を加へ、一層全金融機關の活動が要請されるに伴ひ、現在不動産銀行が其の本來の活動地盤たる農山漁村は時局の影響 依り資金の需要見るに至

らず、其の放資に相當餘裕を生じつゝあるに鑑み、今回不動産銀行の法律を改正して時局緊要なる向に融資せしめることとなつたものである。

右不動産銀行の改正法律は第七十九議會を通過して

- 一、十七年二月勅令第十二號日本勸業銀行法中改正法律
 - 一、同勅令第十三號農工銀行法中改正法律
 - 一、同勅令第十四號北海道拓殖銀行法中改正法律
- として公布、即日施行となつた。

改正の要點

其の改正の主なる點を列挙すれば左の如くである。

- 一、有抵當定期償還貸付に關する制限を撤廢したこと(關係法律、勸、農)
- 二、抵當權の順位に關する規定を緩和し、擔保價格に餘裕ある限り抵當權の順位に拘らず貸付を爲し得ることとした(勸、農)
- 三、從來の貸付金額は鑑定價格の三分の二以内であつたのを、今回鑑定したる價格以内に改めたること(勸、農)

四、預り金の運用に關しては從來一定の短期流動的性質を有する方面にのみ許されてゐたが、今回の改正に依つて長期的方面に迄運用が許されることとなつた(勸、農)

五、短期無擔保の貸出を行ひ得る範圍を擴張し、この貸出に就いては大藏大臣の許可を要することとした(勸、農)

六、他の法人の爲の業務の取扱ひを認めることとしたが、これは銀行と業務上密接な關係あるものとし、大藏大臣の認可を要することとした(勸、農)

七、從來無抵當貸付に就いては法律に列舉せられてをり、夫れ以外のものは爲し得られなかつたが、今回は必要に應じ大藏大臣の認可を受けて「特別の法令に依り設立されたる法人」又は「法令に依り組織せられたる組合又は其の聯合會」と改正した(勸、農、拓)

以上各點の改正に依つて、勸業、農工、北拓の業務に關する法律上の制限は著しく緩和せられ、これ等の銀行が時局の要請に應じて、特に事業金融の方面に於て、相當自由に活動することが出来る態勢が一應整へられた譯であるが、然し、これ等の銀行は依然其の本來の任務たる不動産金融に主力を注ぐべきであつて、いはば餘力を以て他の方面に進出すべきものであり、財團抵當貸付等の事業金融にしても勸業等が取扱ふものは興銀の大口事業金融に對し、夫れ以下の比較的小口のもの乃至は地方的なものが其の中心となるものである。

斯くて、今回の法律改正は不動産銀行の活動を容易ならしむる範圍に於て、其の業務に付せられてゐる制限中のあるものを撤廢又は緩和するに止つてゐるのであつて、其の不動産銀行としての本來の特質が失はれる程の改正でないことは勿論、更に興銀の有する機能乃至は普通銀行の有する機能との分界も尙明瞭に残されてゐるのである。

然し乍ら、時局金融は後述する普通銀行勘定に現はれし如く、民間普通銀行にては積極的に行ひ得ないものであるから、こゝに於て特殊金融機關の動員と云ふことが起きて來るのであつて、右不動産銀行法の改正は戰時金融金庫の設立と同意味を有するものである。

不動産銀行の四期間に於ける貸付高 (單位千圓)

	勸業銀行	農工銀行	拓殖銀行
昭和十五年下期	一、二四九、三七六	一五二、九七四	三八五、八二七
十六年上期	一、二五四、〇〇六	一五七、四二二	三七〇、七三二
下期	一、二六四、七四二	一六二、二四五	三九三、八八一
十七年上期	一、二八二、〇七九	一六四、四八六	三九一、四六〇

〔備考〕 コール・ロインを含まず、農工銀行勘定は五農工銀行の合計額、拓殖銀行には短期貸付を含む

第六節 全國金融統制會の設立

金融統制團體令の公布

十六年七月發表せられたる「財政金融基本方策要綱」に基く金融新體制の具體化は、大東亞戰爭勃發に依つて一層拍車が加へられ、それが重壓となつて全國金融協議會は金融事業の強力なる法的組織體の設立を要望するに及び、政府に於ても金融機關の最高度の能力を發揮せしむるため、金融統制を一段と強化するための措置が講ぜらるゝに至つた。

斯くて、十七年一月開催せられた國家總動員審議會に於ては國家總動員法第十八條の發動に基く「金融統制團體に関する勅令案要綱」が附議可決せられ、これは四月勅令第四百四十號「金融團體令」となつて「金融統制團體令施行規則」(大藏、司法、農林省令第一號)と共に施行せられ、其の全貌を明にした。

其の勅令案の骨子とするところは、全國各種の金融機關をして、日本銀行を中心に法的根據を有する強固なる統制團體を結成せしめ、政府の指導監督の下に自律的に同業一體政府の金融統制に協力

し、金融事業の機能の綜合的發揮を圖つて、國民經濟總力の最も有效なる發揮に資せんとするものがある。

賀屋藏相も金融統制に對する所懐を全國金融統制會の發會式に於て左の如く述べた。

(前略)今後事態の進展に對應し國家總力の發揮に遺憾なからしむる爲には、金融の方面に於ても其の機能を最高度に發揮せしむる爲に、従前に増して一層適切な方策を講ずる必要が加つて參つたのでありまして、之が爲金融の統制は愈々強化せられ且つ精細に亘る必要のありますことは、當然のことと申さねばならぬのであります。(中略)惟ふに金融を統制するに當りまして、全ての金融機關が一體的に活動し得るが如き組織を形成し、之に依つて綜合的に其の機能を發揮し、自律的に國家の要請する所を充分に實現すると謂ふ状態が望み得ますならば、之こそ金融統制の方式として最も理想とする所であると申さねばならないのであります。今回金融統制團體の設立に付て政府の所期する處は究極的には實に茲に在るのであります。政府としては、業態別統制會の設立に依つて其の業態に屬する金融機關の機能が二體的に發揮せられ、更に又全國金融統制會の設立に依つて全ての金融機關が一丸となつて其の機能を綜合的に發揮することを期待して居るのである。

金融統制團體の構成

金融機關の組織化に就いて「財政金融基本方策要綱」は、かゝる「組織體は原則として日本銀行及各種業態別團體を以て構成し全國的統制團體とす、尙要すれば各種の金融機關を包含する地域團體を設く」と述べてをり、金融團體令も其の構想に基き、其の統制團體を全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會の四種の團體と爲した。

これ等四種の團體の構成及び其の相互關係は大體左の如くである。

- 一、全國金融統制會 全國を通じて唯一個設立せらるゝ全國的綜合的指導統制機關であつて、日本銀行、主務大臣の指定する特別銀行及び特殊金融機關並に業態別統制會を構成員としてゐるが、勸銀及び農工は其の特質より業態別統制會を結成して加入することとなつてゐる。
- 一、業態別統制會 全國金融統制會の下に、業態別に夫々統制會が組織せられ、全國金融統制會の構成員として其の指導統制の下に必要な事業を行ふものである。而して、其の業態別統制會としては左の十團體が組織せらる。
- 一、勸業銀行及農工銀行
- 二、大普通銀行

- 三、地方普通銀行
 - 四、貯蓄銀行
 - 五、信託會社
 - 六、生命保險會社
 - 七、市街地信用組合
 - 八、普通信用組合系統機關
 - 九、無盡會社
 - 一〇、證券引受會社
- 一、この外、業態別統制會の下部組織たる地區別の團體として統制組合があるが、これは信用組合系統機關についてのみ設置せられ、又地方的の團體として地方金融協議會が結成されるが、この會員は一定地區の金融機關は其の業態別の如何を問はず加入するものである。従つて一金融機關は其の事業の屬する業態別統制會の會員たると同時に、其の地域を含む地方金融協議會の會員にもなる譯である。これは從來の地方金融懇談會を改組するものである。
- 一、なほ例外に統制組合にして業態別統制會の會員とならずして全國金融統制會の指導統制に服する短資業統制組合がある。

各統制會の機能

金融團體令には各統制會の機能特質に應じて、其の目的を異にしてゐるが、歸一するところは同じである。

即ち、業態別統制會の目的は「當該金融事業の機能の一體的發揮」とし、統制組合の場合は「一定地區に於ける金融事業の機能發揮」とあり、地方金融協議會は其の性質上「一定地區内に於ける金融事業相互間の連絡調整」とあるが、全國金融統制會は

第三條、全國金融統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲金融事業の機能の綜合的發揮を圖るに必要なる指導統制を行ひ且金融に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

と規定され、金融機關の統帥機關たると共に、國策に協力すべく要請されてをり、これが遂行のため左の事業を行ふこととなつてゐる。

- 一、金融に關する政府の計畫に對する參畫
- 二、金融事業を營む者の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 三、金融事業の整備の促進

四、金融事業の機能の増進

五、金融事業と産業との關係の緊密化の促進

六、金融事業に關する調査及研究

七、前各號に掲ぐるものの外全國金融統制會の目的を達するに必要な事業

この事業は第一の項目を除いた外は、何れも業態別統制會及び統制組合にも認められてゐるのであるが、これも各統制會の目的事項と同じく其の關與する範圍が限定されてゐる。

この外、各統制團體に對し、政府に對する建議答申、會員に對する資料提出請求權、賦課金及び過怠金の賦課權及び其の強制徴收權、統制規程の設定並に會員の業務又は財産に對する検査に關する各權能を附與してゐるが、このことは又統制會設置の一理由でもあつた。

即ち、賀屋藏相は統制會發會式の演説に於て左の如く述べてゐる。

（前略）更に金融の統制も今後は一段と微細の點に亘つて迄之を行ふ必要が出て參つて居るのであります。其の様な細かい事項に付ては、政府に於て一々立入つて指導統制を行ふと云ふことは必ずしも適當でなく、寧ろ政府に於て方針を示し、其の實行上必要な具體的措置は金融機關の組織體を通ずる自律的指導統制に委ねることが、實際的であり又効果的である場合が多いのであります。今回の金融統制團體の設立に付ては此の様な實際的必要も其の理由の一となつて居る

全國金融統制會の設立

斯くて、大藏省は四月告示を以て、各業態別統制會の會員有資格者の指定、設立命令及び設立委員の任命を行ひ、各統制會設立委員は諸般の所要事項を協議決定し、當局の認可を得て、左の如く各業態別統制會が成立した。

- 一、勸農統制會(創立、五月十四日)
會員、勸銀、愛知縣農工、茨城農工、岡山縣農工、神奈川縣農工、福島縣農工
- 二、普通銀行統制會(同、十一日)
會員、第一、三井、三菱、安田、住友、第百、三和、神戸、東海、十五、昭和、日本晝夜
- 三、地方銀行統制會(同)
會員、普通銀行統制會の會員に屬せざる地方普通銀行(銀行法によつて營業の免許を受けた銀行で、但し銀行法施行地外に本店を有するものを除く)
- 四、貯蓄銀行統制會(同、十二日)
會員、貯蓄銀行法によつて營業の免許を受けた貯蓄銀行

五、信託統制會(同)

會員、信託業法によつて營業の免許を受けた信託會社

六、生命保險統制會(同、十四日)

會員、保險業法によつて生命保險事業につき營業の免許を受けた生命保險會社、但保險業法施行地外に本店あるものを除く

七、無盡統制會(同、十三日)

會員、無盡業法によつて營業の免許を受けた無盡會社、但金錢及び有價證券以外の財産の給附を行ふ無盡を業とするもの並に臺灣又は樺太に本店あるものを除く

八、證券引受會社統制會(同、十二日)

會員、有價證券引受業法によつて營業の免許を受けた證券引受會社

九、市街地信用組合統制會(同、十四日)

會員、産業組合法第一條第四項の規定によつて手形の割引又は貯金の取扱を行ふ信用組合、但し臺灣、樺太にあるものを除く

一〇、組合金融統制會(創立五月三十日)

會員、産組中央金庫並に地區別統制組合(市街地信用組合を除く各道府縣普通信用組合及び同

聯合會からなる道府縣單位の信用統制組合)

この外、統制組合として短資業統制組合(同、二十二日)

會員、コール資金の貸借及び其の媒介並に手形の賣買及び其の媒介を爲すもの

而して、大藏省は九業態別統制會の創立に依つて、五月十五日全國金融統制會の會員たる資格を有する特別銀行及び金庫を指定、全國金融統制會の設立命令及び全構成員代表を以てする設立委員の任命を行つたが、其の構成員は、日本銀行、業態別統制會、正金、臺銀、北拓、興銀、鮮銀、殖産、商組中金、恩給金庫、庶民金庫、戰時金融金庫とし、五月二十三日東京銀行集會所に創立總會を開催し、所定の手續を行ひ、役員も夫々任命され、全國金融統制會はこゝに成立を見、日本銀行内に事務所が置かれるに至つた。

なほ業態別金融統制會の設立に依つて既存の各業態別連絡機關たりし、全國地方銀行協會、全國貯蓄銀行協會、信託協會、證券引受會社協會、生命保險會社協會、無盡中央會等は何れも發展的解消を遂げ、十五年秋頃より積極的活動を開始した全國金融協議會も全國金融統制會の創立に依つて其の存續の意味を喪失して解消すると共に特殊銀行團並に普通銀行團も解消するに至つた。

其の全國金融統制會の六月一日現在に於ける分課は左の如くとなつてゐる。

一、總務部

一、總務課

一、人事に関する事項

二、會議に関する事項

三、定款、統制規程其の他の文書の審査

四、建議、陳情及答申に関する事項

五、官廳、會員其の他諸團體の連絡

六、他部課に専屬せざる事項

二、文書課

一、文書の發遣及受理

二、庶務、會計及用度に関する事項

二、企畫部

一、企畫課

一、政府の金融計畫への參畫

二、會員の資金計畫に関する綜合的企畫立案

三、金融一般に関する企畫立案

二、改善課

- 一、金融事業の整備の促進に関する事項
- 二、金融事業の機能の増進に関する事項

三、統制部

一、資金第一課

- 一、資金の蓄積吸収に関する指導統制

二、資金第二課

- 一、金繰に関する指導統制

- 二、短資取引に関する指導統制

- 三、資金の廣域移動に関する指導統制

三、投資課

- 一、國債其の他有價證券投資に関する指導統制

- 二、有價證券の發行、引受、應募、賣捌の條件及方法等に関する指導統制

- 三、有價證券取引に関する指導統制

- 四、社債引受團に関する指導統制

四、産業金融課

- 一、産業金融に関する指導統制

- 二、共同融資に関する指導統制

- 三、産業との連絡

五、農林金融課

- 一、農林、水産、畜産金融に関する指導統制

六、中小金融課

- 一、中小商工業及庶民金融に関する指導統制

七、考査課

- 一、金融機關の業態考査

四、調整部

一、調整課

- 一、金融事業又は金融機關相互間の調整

二、地方課

- 一、地方金融協議會等の指導統制

五、調査部

- 一、調査課
- 一、金融一般に関する調査
- 二、情報の蒐集及交換
- 二、編輯課
- 一、會報等の編輯及刊行
- 三、資料課
- 一、資料の蒐集保存
- 二、諸統計の作成
- 六、金融相談部
- 資金の調達返済等金融に関する相談の接受及處理に関する事項

金融統制會の運用

金融統制會の設置理由は既述の如く、各種金融機關を一元化して、資金の蓄積と其の資金の適正なる配分にあるが、この目的達成のため、統制會は全國金融統制會の統制規程に準じて各業態別に統制

規程を設け、これを基礎として其の運用が行はれるものである。

故に、右統制規程は強制力を有してをり、會員はこれに服従する義務があると共に、これに違反したる場合は總動員法に基き一定の罰則の適用を受けることとなるものであるから、統制規程は其の性質上極めて慎重なる取扱を爲す必要上、其の設定變更には主務大臣の認可を要することとしてをり、七月勿々全國金融統制會に認可された統制規程は右要旨を盛つたものであつて、其の要點は左の如くであるが、これに依つて政府は資金統制計畫に基き豫め其の運用に關し大綱を指示すると同時に、その事業の遂行に當つては全面的なる援助を與へるものであり、其の統制規程は必要に應じて追加される筈で、各業態別統制會に於ても右に準じて統制規程が設けられた。

- 一、業態別統制會に於て統制規程を設定、變更又は廢止せんとするときは、金融事業の統制を一元的にする必要上、豫め主務大臣に對する認可申請前に全國金融統制會の承認を受けしむることとしたこと

- 二、全國金融統制會に於て會員より一定期間毎の資金計畫を徵求し、之に基き政府の計畫に即應して金融機關の行ふ資金の吸收及び運用を一元的に指導統制することとしたこと、尙之に伴ひ業態別統制會に於てもそれ／＼傘下の金融機關より資金計畫を徵求し、之に付て必要な指導統制を行ふこととなる。

三、金融機關の國債、社債、株式等の有價證券投資に付ては全國金融統制會に於て政府の計畫に基き金融機關が應募、引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合、應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要な指示を行ひ、有價證券に關する政府の計畫の實現を圖ることとしたこと、之に伴ひ全國金融統制會に於ては事業會社等より申出があつた場合等に於ては新なる社債引受シンデゲート團の結成の斡旋等を行ふことになる。

四、全國金融統制會に於ては共同融資の實行等に付ても必要な斡旋指導を行ひ、緊要なる産業資金の疏通に努むると共に、特に投機思惑の方面等不急の方面に對する資金の流出を抑止する要ある場合等には、之が爲必要な指示を行つて蓄積資金の配分の適正を期することとしたこと

五、全國金融統制會に於て預貯金利率、貸出利率、各種の業務上の手数料等の基準に付必要な指示を爲し、地方金融協議會及び業態別統制會と連絡してその一元的調整を圖ることとしたこと
右統制規程の發動に依つて、十六年八月與銀外有力銀行十行並に其の後加入せる有力信託會社五社を以て組織せられた時局共同融資團は從來行つて來た事業が全國金融統制會に包攝せられたる結果、其の存続の意義を喪失して、こゝに發展的解消を告げるに至つたが、其の設立以來十ヶ月間の功績は融資件數五十一件、總額十億圓に達し、時局金融擔當の重責を果したことを明記すべきであらう。

なほ、金融統制會の運用に關し賀屋藏相の演説を藉るれば

(前略)金融統制團體の活動が國策に即應し其の目的の範圍内に於て行はるべきことは勿論當然であります。與へられた任務に付て統制團體の理事者が豁達なる構想と適實なる判断とに基き、適切なる運営を行ふことは最も望ましいことであります。従つて統制團體の事業の内容は當初より餘り固定的のものとして考慮せらるべきものではなく、關係業者の創意と理事者の豊富なる知識經驗とに基き金融統制團體の生成に應じ發展せしめらるべきものと考へるのであります。又事業遂行の方法に付きましても、斡旋、指導及權限を以て臨む統制と云ふが如く各種の方法に依るべきものでありまして、實情に應じ弾力性ある運用を企圖すべきものと存するのであります。只金融統制團體に於て傘下金融事業の統制を行ふに當り、其の方法が劃一に流れず實情に即し、又個々の金融機關の經營に及ぼす影響を考察し充分なる用意を以て進むと云ふことは今後統制團體の運営上特に留意すべき點であると考へるのであります

又今後の金融統制の方式としては

(前略)今や未曾有の時局に際會し官民一體の體制を整備し、國家總力の綜合的發揮に努むべき秋であります。金融の部面に於ても政府の指導の下、改組を経て其の機能を充實した日本銀行と金融統制團體とが相互に表裏一體、唇齒輔車の關係に立ち、一は金融操作の方法に依り、他は

指導統制の方法に依つて夫々機能を發揮し、金融事業の総合的機能の發揮に向つて協力せねばならぬのであります。
と金融統制會の任務を明にしてゐる。

第七節 金融事業整備令の公布

制定の目的

金融團體令要綱と並んで十七年一月の國家總動員審議會に於て金融事業整備令要綱が附議決定され、爾來大藏省に於て公布の準備を進めてゐたが、五月勅令第五百十一號で金融事業整備令を公布、同施行規則は同月、大藏、司法、農林省令第二號で公布され、即日施行となつた。

金融事業の整備令は國家總動員法第十六條の三の規定に基き金融機關に對する金融事業の委託命令、讓渡命令及び合併命令に關し規定したものであつて、其の趣旨に於ては同時に實施せられた企業整備令と軌を一にするものである。

然し、金融機關は従前から各法規の下に取締られてをり、其の機構は確立されてゐるのみならず、その整備統合は從來から大藏省の傳統とするところであり、産業界の如く、今更企業整備令の發動を必要とするものでないが、一應金融統制團體令と照應する法律を整備するため、金融事業整備令を制定したものであつて、故に當局に於ても目下の處右法律を發動する意志を有しないと附言されてゐる。

然し乍ら、金融機關の整備確立は時局の重大化に伴つて益々緊要度を加へ、これに連れて金融機關の合併、營業の讓渡等行はれてゐるところであつて、當局の又勸奨するところでもあるが、これ等の場合に際しては、出來得る限り當事者間の圓滿なる協議に依つてこれを成立せしむる方針であるが、當事者間の圓滿なる妥結に到達せぬと認めらるゝ、眞に已むを得ない場合に限つて法律を發動することが豫想され得るのであつて、これが本令制定の當初に適用されるものと見られる。

法律の内容

金融事業整備令は前述の如く、現在、合併に際してのみ發動が豫想されてゐるが、本令の制定は日銀の改組、金融統制會の設立と相俟つて我が國戰時金融機關の整備完成を一段と推進せしむるものあり、銀行等資金運用令と共に傳家の寶刀たる意義を有してゐるものと云ふべきであらう。

而して、金融事業整備令は十八條より成るものであるが、其の大體の内容は左の如くである。

一、適用範圍

本令の適用を受くべきものは廣く一般に金融事業を営む者（金融機關）である。なほこゝに金融事業と云ふのは有價證券に關する事業をも含むのである。

二、命令の内容

命令し得べき事項は金融事業の委託若は讓渡又は法人の合併であり、命令の種類には金融事業の委託及び受託の命令、金融事業の讓渡及び讓受の命令並に法人の合併の命令の五種がある。

三、命令發動の條件

命令を發動する爲には「金融事業ノ整備ヲ圖ル爲必要アリト認ムル」ことが必要である。

四、命令事項の實行方法

命令は常に相手金融機關を定めて之を爲すのであるが、命令があつたならばその金融機關は相手金融機關と命令を受けた事項即ち委託、讓渡又は合併の條件に付いて協議を爲すことになつてゐる。なほ此の協議は主務大臣の認可を受けなければ效力を生じない。更に當事者間で協議を爲すことが出來ず又は協議が調はないときには主務大臣が之を裁定することになつてゐる。

五、命令事項實行上の特別規定

金融機關の特質に顧み命令を受けた事項を實行するに付いて生ずる一般取引先の關係等を調整する爲に企業整備命令と異なつた特別の規定を設けてある。

六、事業讓渡の認可制

主務大臣の指定した金融機關の事業の讓渡及び讓受到付いては主務大臣の認可を受けなければ之を爲すことを得ないものとした。

七、本令の施行地域

本令は内地のみならず外地（朝鮮、臺灣及び樺太）にも之を施行する（但し外地に於ては七月一日より施行する）。

進捗する銀行合同

一方、かゝる金融事業整備命令が公布されると否とに拘らず、銀行合同は進捗しつつあるが、十七年上半期中に現はれた銀行合同は従來と相異せる點が看取された。

即ち、其の銀行合同形態は地方大銀行に吸収せられたる買収のみであることである。

これは従來の合併談より取り残されたものが時局の要請に應じて吸収せらるゝに至つたものであるが、一方、買収と云ふ合同形態は大銀行に小銀行が吸収される時に採られる手段であつて、對等勢力

の銀行が合同を爲す時は新立合併策が講ぜられるものであり、新立合併が同期中に見られないことは事變この方の當局の強力なる勸奨に依つて、一應地方銀行の合同は一巡せるものと考へられるのである。

然し乍ら、地方銀行の合同は金融事業整備令の公布の主旨からも、又其の法令に依る銀行合同の諸手續簡易化からも、今後に於ても相當進捗することであらうが、其の目標は依然一經濟地域一行主義に依り行はれる筈である。

なほ、十七年上半年中の銀行合同は左の如く何れも買収に依る消滅であつた。

	昭和十六年十二月末現在銀行數		昭和十七年六月末現在銀行數	
	消滅	増加(新立)	消滅	増加(新立)
普通銀行	一八六	二〇	一六六	一
貯蓄銀行	六九	一	六九	一
計	二五五	二〇	二三五	二

第八節 第八十帝國議會

船腹擴充問題

船腹擴充問題は海洋に圍繞せられたる我が國にあつては、從來から屢々問題とされたところであるが、從來は國際貸借の改善策として採り上げられ、其の施策はたゞ船主に對する各種の便益供與策に止まり、消極的なる施策に過ぎなかつた。

然るに、支那事變勃發に依つて造船統制は漸次高度化の一途を辿ると共に、事變の大東亞戰爭への擴大に連れて、造船政策は最早單なる造船部門のみに局限せる一政策としてではなく、他の戰時諸政策との強力な關聯にこれ等に對する優位性を以て大局的に再編成さるゝに至つた。

即ち、大東亞戰爭は大渡洋作戰と併行して經濟建設戰であり、船舶の海上輸送が戰爭完遂の最大用具となり、船腹擴充はこゝに國策となつて登場したことにある。

斯くて、五月末に於て召集せられた第八十臨時議會は所謂計畫造船實施のための特殊な議會であつた。即ち、同議會に於て協賛を経た法律案は産業設備管團法中改正と船舶建造融資補給及び損失補償法中の改正の二本であり、豫算も

一般會計

歳出

經常部

五五三千圓

臨時部

一一、二九三、

計

一一、八四六、

〔註〕この歳出は十七年度豫算実行上の歳入超過額を以て支辨する見込

となり、この諸経費は大蔵、逓信兩省の關係に基くもので、大蔵省所管は主として管轄費、逓信省はこれに基く諸経費で何れも船舶擴充に資するものであつた。

この外豫算外國庫負擔の契約として議會の承認を求めたものに左の三件がある。

- 一、産業設備營團の損失補償限度を従來の六千五百萬圓から二億圓に引上げる
- 二、朝鮮總督府關係船舶建造補助を百五十萬圓とす
- 三、朝鮮總督府關係船舶建造融資補給及び損失補償は貸付總額四百五十萬圓より一千萬圓に引上げる。

二法律の改正要旨

前述の如く、第八十議會は計畫造船實施のために二法律を改正したが、其の要點は大體左の如くである。

産業設備營團法の改正は、同營團は今後船主に代りて造船を發注し、これを民間船主に讓渡する。これに依つて生ずる新造船價と採算船價との差額は政府に於て補償する。これが豫算外契約に依る同營團損失補償限度が擴大された所以であり、營團が一括發注することに依つて生ずる所要資金に就いて政府は全面的な援助を爲し、拂込資本金の五倍であつた營團債券の發行限度を一躍十倍に擴大した。又これは設備不足の造船所に資金資材を融通するためと自ら設備を新設する等に支辨するためであつた。

船舶建造融資補給及び損失補償法の改正は、營團の一括發注に依つて、船主に對する建造資金を營團よりの標準型船舶買取資金の融通に便ならしむるを其の目的とするにあつた。即ち

- 一、従來に於ては船主が造船所に對し直接に建造の注文を發してゐたので、政府が「資金ノ融通ヲ爲ス金融機關ニ對シ補給金ヲ支給シ且融通ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得」る其の對象たる融資は建造資金に限られてゐたが、今回の改正によつて右の融資は營團よりの買取資金を主體とすることとなつた。尤も前述の如き標準型以外の船舶に就いては營團を通さず船主が直接注文するのであるから、此の場合には建造資金も含まれるわけである。(改正法第一條)。但し營團が必要とする建造資金は産業設備債券の發行その他によつて調達するのであり、此の法律による資金は適用されない。

- 二、從來は船舶の建造中に於ては一時他の船舶其の他の物件を擔保に徴したが、今後は此の場合政府の認可を受けて擔保を徴しないことが出来る(同第四條第二號)。
 - 三、從來資金融通の限度は建造船舶擔保價格を越ゆることを得なかつたが、今度は「勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタルトキ」は此の限りではない(同第四條第三號)。
 - 四、從來船舶の擔保價格は船價の三分の二であつたが、之を五分の四に引上げた(同第四條第四號)。
 - 五、從來金融機關に對する損失補償限度は損失額の百分の七十であつたが、之を融通毎に融通類の百分の三十に改めた(同第五條)。
- なほ、これが金融機關として從來の興銀の外に、戰時金融金庫をして當らしむることとなつたが、同金庫は更に右法律の適用を受けない船舶用機關及び機裝品の製造資金及び造船、造機設備の建設資金の融通とも行ふこととなり、興銀では今後造船金融の積極化を豫想して六月、船舶金融部を設置するに至つた。

第九節 十七年上期の金融情勢

銀行の貸出鈍化

我が國金融情勢に重大轉機を齎すべき日銀の改組、戰時金融金庫並に金融統制會設立等見られたるに拘らず、金融界に於ては、各産業別統制會設立に依つて當該産業に一時發生する生産の停滯の如きは悉も見られず、順調の推移を示した。これは金融界の特異性を有力に物語つてゐるものである。

全國普通銀行預金並貸出高 (單位百萬圓)

十七年一月	預金		貸出	
	月末現在高	前月比較 増減高	月末現在高	前月比較 増減高
一月	二六、〇一六	△一、三九〇	一四、八八八	△一、二六四
二月	二六、一七二	一五五	一五、〇〇〇	一五二
三月	二六、九六九	七九七	一五、二七五	二七五
四月	二六、七〇三	七三四	一五、三三四	五九
五月	二六、四四四	七三三	一五、六四四	三一九
六月	二六、九九	二、五五五	一六、三三四	六八二

「備考」△印減、貸出にはコール・ローンを含ませず

然し、其の内容を観察すれば從來と相異せることが看取される。

即ち、預金は政府資金の著増に伴ひ、其の増勢顯著なるものがあるが貸出は預金の増勢程延びず、其の増加率は遅々たる有様を呈してゐる。これは普通銀行の形體が戦時經濟と照應せざることを意味するものであつて、これが金融統制會並に戦時金融金庫設立の所以を爲すのである。其の貸出鈍化の理由は

一、預金の増加は主として有價證券投資、就中國債投資に努力が爲されてゐる。

全國普通銀行所有有價證券 (單位百萬圓)

十七年一月末	所有々價證券	(内) 國債
二月末	一三、一三七	八、二五三
三月末	一三、三三七	八、三五八
四月末	一三、六四五	八、六〇二
五月末	一三、九九六	八、八八五
六月末	一四、四七七	九、二二七
	一四、八六四	九、五二〇

二、かゝる國債投資の加重に依つて一般貸出は制肘を受くる

三、一方、かゝる點は戦時産業界は普通金融機關の信用供與の對象とすべく危険が多き過ぎる

等の諸點が擧げ得らるゝのであつて、今後もこの情勢が続くことと思ふが、金融統制會の運用如何に依つてはある程度變化を齎すべきものと見られる。

結 語

融金界の大東亞戦争完遂の體制は一應こゝに完備し日銀の改組、金融統制會の設立、戦時金融金庫の創立と顯現したが、然し、これ等金融機關と既存金融機關との機能調整乃至は既存金融機關間の調整は今後に待つところ多く、又金融統制會の設立は一面官廳と銀行間の緩衝地帯たる感を呈しつゝ、あるが其の設立は同業連帯の精神の昂揚並に其の一元化にある以上、銀行合同は必至と見られ金融統制會の設立に依つて我が國金融事情は一轉機を畫し、新たなる段階に入ることとなつた。

自昭和十六年 行政處分銀行

昭和二年

告示月日	銀行名	所在地	資本金	内拂込金	處分命令
一、二九	共榮貯金	東京市神田區	1,000,000	350,000	新規取引停止
"	長榮	福岡縣八女郡	50,000	50,000	"
"	日置	兵庫縣多紀郡	21,500	21,500	"
"	小風	東京市赤坂區	10,000	10,000	"
"	多紀	兵庫縣多紀郡	10,000	10,000	"
一〇、三二	日東	東京市神田區	50,000	17,000	認可取消
"	拜島産業	東京府北多摩郡	20,000	20,000	"
"	岡丸	橫濱市高島町	50,000	12,500	"
"	東明	東京市京橋區	3,900,000	3,900,000	新規取引停止
"	江州	大津市肥前町	500,000	200,000	"

昭和三年

一一、二九	東海商業	東京市芝區	200,000	400,000	免許取消
"	村上	栃木縣那須郡	10,000	10,000	"
"	浪江	福島縣雙葉郡	100,000	130,000	新規取引停止
二、二八	武田割引	東京市日本橋區	500,000	322,500	新規取引停止
"	日本工商	" 京橋區	10,000	10,000	"
三、九	中央商業	" 芝區	1,000,000	90,000	免許取消
"	長榮	福岡縣八女郡	50,000	50,000	"
四、二二	矢澤	東京市日本橋區	100,000	100,000	"
"	家島	兵庫縣飾磨郡	50,000	50,000	"
"	能登實業	石川縣鳳至郡	100,000	100,000	"
五、一〇	明愛貯金	東京市日本橋區	1,000,000	350,000	新規取引停止
"	古市	兵庫縣多紀郡	25,000	25,000	"
"	福田	愛知縣海部郡	110,000	110,000	"
"	廣島産業	廣島市中島新町	4,000,000	1,700,000	"
"	西丹	兵庫縣水上郡	50,000	50,000	免許取消

行政處分銀行

川上	大阪市東區	11,000,000	1,200,000	新規取引停止
帝國貯藏	東京市京橋區	500,000	1,400,000	"
神田	日本橋區	10,000,000	6,150,000	"
京和貯蓄	神田區	5,000,000	2,400,000	"
早稻田商業	日本橋區	500,000	101,100	"
新潟農商	牛込區	300,000	105,000	免許取消
金田	新潟市本町通	70,000	50,000	新規取引停止
皇國	東京市神田區	90,000	90,000	"
東京商事	日本橋區	11,000,000	550,000	免許取消
多紀	四谷區	500,000	500,000	"
萬世	兵庫縣多紀郡	300,000	300,000	"
東京貿易	東京市神田區	300,000	300,000	"
大成	四谷區	400,000	1,400,000	"
第七	日本橋區	1,000,000	300,000	"
下谷	淺草區	300,000	2,900,000	"
鹿野	本郷區	100,000	100,000	新規取引停止
山口縣都濃郡		100,000	7,150,000	"

淡河	兵庫縣美濃郡	500,000	500,000	"
播磨	加古郡	600,000	570,000	"
小高商業	福島縣相馬郡	50,000	30,000	"
勝英	岡山縣英田郡	100,000	100,000	"
鶴山	苦田郡	60,000	30,000	"
妹尾商業	東京府豐多摩郡	500,000	250,000	免許取消
長久保	長野縣小縣郡	50,000	50,000	"
尾三	名古屋市東區	7,500,000	2,150,000	新規取引停止
金島	福岡縣三井郡	300,000	100,000	"
狹間貯蓄	大分縣北海部郡	500,000	250,000	"
大分商業	大分市	1,000,000	670,000	免許取消
大高	愛知縣西加茂郡	100,000	100,000	新規取引停止
日坂	靜岡縣小笠郡	100,000	100,000	"
田中商業	東京市日本橋區	500,000	100,000	"
獨立		50,000	50,000	免許取消
辛酉		6,000,000	2,300,000	新規取引停止
日出貯蓄	四谷區	500,000	1,200,000	"

一、一〇 佐治 兵庫縣水上郡
 二〇 日光 栃木縣上都賀郡

三三〇〇〇
 二五〇〇〇
 一六八〇〇〇

" "

昭和四年

一、一七 狹山 埼玉縣入間郡
 二、二七 日坂 靜岡縣小笠郡
 三、二七 高平 兵庫縣有馬郡
 四、二六 養父 養父郡
 五、二六 多可 多可郡
 五、二 蘆品 廣島縣蘆品郡
 七、二 七 蕪崎商業 山梨縣北巨摩郡
 七、九 東陽 橫濱市中區
 八、三一 鴻巣 埼玉縣北足立郡
 八、三一 日光川倉庫 愛知縣中島郡
 新山 福島縣雙葉郡
 共信 橫須賀市
 官口 靜岡縣引佐郡

五五〇〇〇
 二〇〇〇〇
 五〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 五〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇

新規模引停止
 免許取消
 新規模引停止
 免許取消
 新規模引停止
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消
 免許取消

昭和五年

九、一四 新潟農商 新潟市
 第百一 越戸 長野縣小縣郡
 一〇、一二 淺沼 福島縣伊達郡
 大垣市

七〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 七五〇〇〇
 一〇〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇〇
 一五〇〇〇〇〇

免許取消
 新規模引停止
 " "
 " "

昭和六年

二、四 栗太 滋賀縣栗太郡
 三、四 海南 高知市
 四、一四 吉田 山梨縣南都留郡
 四、一四 東萬 千葉縣東葛飾郡
 一六 能登産業 石川縣鹿島郡
 七、二九 有馬 兵庫縣有馬郡

五〇〇〇〇
 五〇〇〇〇
 五〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇
 二〇〇〇〇〇
 五〇〇〇〇

新規模引停止
 " "
 " "
 免許取消
 新規模引停止
 " "

行政處分銀行

五、一三 有馬 兵庫縣有馬郡
 六、五 國分貯蓄 大阪府南河內郡
 七、四 田中商業 東京市日本橋區

五〇〇〇〇
 五〇〇〇〇〇
 五〇〇〇〇〇

免許取消
 新規模引停止
 免許取消

一五	三次實業	廣島縣雙三郡	11,000,000	3,500,000	新規取引停止
二三	橫濱	橫濱市中區	8,500,000	2,200,000	"
八、一四	大信	東京市神田區	1,000,000	450,000	"
九、一〇	高平	兵庫縣有馬郡	500,000	450,000	免許取消
三〇	寶珠花	埼玉縣北葛飾郡	100,000	80,000	"
一〇、六	神戶興業	岐阜縣安八郡	300,000	150,000	新規取引停止
一二	第一百	福島縣伊達郡	500,000	150,000	免許取消
一一、六	松浦	甲府市柳町	100,000	100,000	新規取引停止
一〇	播磨	兵庫縣加古郡	600,000	570,000	免許取消
〇	勝英	岡山縣英田郡	100,000	100,000	"
二二	海勝	高知市紺屋町	500,000	300,000	"
一三、三	石丸	山梨縣中巨摩郡	10,000	10,000	新規取引停止
〇	信	茨城縣久慈郡	3,000	3,000	"
八	星野產業	栃木縣那須郡	500,000	350,000	"
一九	新山	福島縣雙葉郡	500,000	100,000	免許取消

昭和七年

二、四	農商貯蓄	名古屋市南區	200,000	100,000	新規取引停止
五、二一	岩手	盛岡市	6,000,000	4,000,000	"
〇	盛岡	"	7,000,000	4,000,000	"
七、五	兩越	富山縣下新川郡	1,000,000	500,000	"
〇	蘇原	岐阜市神田町	3,000,000	1,500,000	"
八、一八	第九	盛岡市	3,000,000	1,700,000	"
九、三	石丸	山梨縣中巨摩郡	10,000	10,000	免許取消
〇	三河	京都府船井郡	1,000,000	400,000	新規取引停止
一〇、一	豐橋市	豐橋市萱町	1,000,000	250,000	免許取消
一二、五	橫濱	橫濱市中區	8,500,000	3,300,000	"
〇	戶部	"	100,000	100,000	"
二七	今出	松山市湊町	1,500,000	900,000	新規取引停止

昭和八年

六、七	盛岡	盛岡市紺屋町	7,000,000	4,300,000	免許取消
〇	伏木商業	富山縣射水郡	1,000,000	600,000	新規取引停止
七、一八	日本產業貯蓄	大阪市東區	1,000,000	280,000	"

七、一八	山	陰	米子市道笑町	七、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	"	"
一〇、三	"	"	"	"	"	"	免許取消
" 二六	兩	越	富山縣下新川郡	一、五〇〇、〇〇〇	三、七、八五五	"	"
昭和十一年							
九、二二	淡	路	兵庫縣津名郡	一、九三三、五〇〇	一、九三三、五〇〇	"	新規取引停止
一〇、三一	"	"	"	"	"	"	免許取消
一一、二三	安	曇	長野縣北安曇郡	六〇〇、〇〇〇	三、五、五〇〇	"	新規取引停止
昭和十三年							
八、三〇	入	山	埼玉縣大里郡	五〇〇、〇〇〇	一、七、一、五〇〇	"	免許取消
一一、二二	安	曇	長野縣北安曇郡	六〇〇、〇〇〇	三、五、五〇〇	"	"

附錄二

大藏省銀行局分課規程 (昭和十七年十一月一日現在)

- 第一條 銀行局ニ特別銀行課、普通銀行課、庶民金融課及管理課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 第二條 特別銀行課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 日本銀行、橫濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行及戰時金融金庫ニ關スルコト
 - 二 勸業金融統制會及外地ニ於ケル金融統制團體ニ關スルコト
 - 三 紙幣類似證券ニ關スルコト
 - 四 銀行債券ニ關スルコト
 - 五 銀行ニ對スル補助金及補給金ニ關スルコト
 - 六 銀行局主管ニシテ他課ニ屬セザル事務ニ關スルコト
- 第三條 普通銀行課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 普通銀行ニ關スルコト

- 二 貯蓄銀行ニ關スルコト
 - 三 信託(投資信託ヲ除ク)ニ關スルコト
 - 四 短資業ニ關スルコト
 - 五 普通銀行統制會、地方銀行統制會、貯蓄銀行統制會、信託統制會及短資業統制組合ニ關スルコト
 - 六 社債等ノ登録ニ關スルコト
 - 七 銀行及信託會社ニ關係ヲ有スル公益法人ニ關スルコト
- 第四條 庶民金融課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 無盡ニ關スルコト
 - 二 庶民金庫ニ關スルコト
 - 三 信用組合、信用組合聯合會及產業組合中央會ニ關スルコト
 - 四 產業組合中央金庫ニ關スルコト
 - 五 商工組合中央金庫ニ關スルコト
 - 六 前各號ニ掲グルモノノ外庶民金融機關ニ關スルコト
 - 七 無盡統制會、市街地信用組合統制會、組合金融統制會及地方金融協議會ニ關スルコト

八 庶民金融ニ關係ヲ有スル公益法人 關スルコト

第五條 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 全國金融統制會ニ關スルコト
- 二 銀行等資金運用令ノ施行ニ關スルコト
- 三 金融機關(短資業ヲ含ム以下同ジ)ニ關スル臨時資金調整法及會社經理統制令ノ施行ニ關スルコト
- 四 金融機關ノ検査ニ關スルコト
- 五 金融制度ノ調査ニ關スルコト
- 六 金融機關ノ統計ニ關スルコト

附録三

銀行局創始以來の局課長

就任月日	銀行局長	検査課長	日本銀行 監理官	特別銀行 課長	普通銀行 課長	調査課長	庶民金融 課長
大正五、四	森俊六郎			關場偵次	青木得三		
大正六、三				關場偵次	保倉熊三郎		
大正七、一〇	小野義一			網田信			
大正八、九				島田茂			
大正九、八	黒田英雄			大野龍太			
大正一二、四	松本脩				加藤榮一郎		
昭和二、二							
昭和四、五							
昭和五、一	保倉熊三郎	關場偵次					
昭和九、三							
昭和一〇、四							
昭和一二、七							
昭和一三、一							
昭和一四、三							
昭和一五、六							
昭和一六、三							
昭和一七、一							
昭和一八、七							
昭和一九、五							
昭和二〇、九							
昭和二一、三							
昭和二二、六							
昭和二三、一							
昭和二四、五							
昭和二五、九							
昭和二六、三							
昭和二七、七							
昭和二八、一							
昭和二九、五							
昭和三〇、九							
昭和三一、三							
昭和三二、七							
昭和三三、一							
昭和三四、五							
昭和三五、九							

銀行局創始以來の局課長

五、三	大久保偵次	佐野正治	加藤榮一郎	加藤榮一郎	原口武夫	上山英三		
七、一	川越丈雄	和野正彦	和野正彦	和野正彦				
九、五	荒井誠一郎	荒川昌二	荒川昌二	荒川昌二				
〇、四		上山英三	上山英三	上山英三				
一、九		荒川昌二	荒川昌二	荒川昌二				
二、三	和田正彦	星野喜代治	星野喜代治	星野喜代治				
三、一		湯本武雄	湯本武雄	湯本武雄				
四、三		山際正道	山際正道	山際正道				
五、一〇		鈴木憲太郎	鈴木憲太郎	鈴木憲太郎				
六、五	入間野武雄	岸喜二雄	岸喜二雄	岸喜二雄				
七、六								
八、六								
九、六								
一〇、六								
一一、五								
一二、五								
一三、六								
一四、六								
一五、六								
一六、六								
一七、六								
一八、六								
一九、六								
二〇、六								
二一、六								
二二、六								
二三、六								
二四、六								
二五、六								
二六、六								
二七、六								
二八、六								
二九、六								
三〇、六								
三一、六								
三二、六								
三三、六								
三四、六								
三五、六								

一三、七	相田岩夫	相田岩夫		
一四、一	入江昂	入江昂		
" 六				
一五、五	松隈秀雄	岸喜二雄	濱田徳海	舟山正吉
" 二	相田岩夫	岸喜二雄		吉村成一
一六、五				山際正道
" 八				
" 二	山際正道	坂口芳久	楠田光男	舟山正吉
一七、一〇	楠田光男	坂口芳久		阪田泰二

(備考) 昭和十七年十一月一日行政簡素化勅令案に依つて銀行局官制は改正されて、調査課と検査課は合併し管理課となり、同日付伊達宗彰氏管理課長就任と共に日本銀行監理官に命ぜられたり

索引

アの部

赤字公債の発行.....一七〇

イの部

一 経済地域一行主義.....二六六
一 経済地域一行主義の由来.....三〇三

ウの部

浦支店検査問題.....一四三
浦支店引上げ.....一四四

エの部

英米依存性より脱却.....三三三
英國の金本位制停止.....一五六
圓爲替の暴落.....二四三

オの部

大蔵省實地検査開始.....一六六
大蔵省證券の入札.....一三五
大阪府の金融対策.....二四〇

カの部

關西風水害の産業界に及ぼせる影響.....二三八
各銀行の積極的活動.....二四三
各統制會の機能.....六九八
川崎第一銀行と傍系貯蓄銀行の合併.....二九五
劃期的低金利の展開.....一七四
劃一的銀行合同の反對熾烈.....二九九
勸業合併法の趣旨.....三〇七
株式投資の増大と東西預金利子引下論の據頭.....二七〇
株式のブーム現出.....三三〇
株式擔保の社債發行.....四一九
改正の要點.....六八一
爲替管理の強化.....三三九
爲替基準の變更.....四三六
爲替政策の根本的變更.....六三三
管理通貨制の確立.....六八一
外國爲替管理法の制定.....一八七
外國爲替管理令の強化.....三三六
外國爲替基金の設定.....三三三
外國爲替基金の集中.....三六六
外國爲替管理法の根本的改正.....三五九
外國爲替損失補償金の設定.....三五三
外國爲替管理法の全面的發動.....三七七

キの部

休業銀行整理方針.....一四一
休業銀行の整理一段落.....一八三
休業銀行整理方法.....一八三
金融恐慌に依る金融界の變化.....二四三
金融統計の變化.....二五三
金融制度調査會.....二五三
金融統制の根據.....二五三
金融統制の準備.....二五三
金融統制の進行.....二五三
金融統制の經過.....二五三
金融統制に關する申合.....二五七
金輸出再禁止断行.....二五九
金解禁を顧みて.....一六六
金解禁特別會計の設置.....三六四
金融緩和和工作.....三三六
金融緩和の理由.....三三一
金融緩和和工作.....三三一
金融新體制の理念.....三三〇
金融協働會の結成.....三三三
金融改善策.....三三三
金融協働會の編成替.....三三六
金融統制會設立の要望.....三三六

金融情勢の變化…………… 六八二
 金融統制の中樞機關化…………… 六八三
 金融統制團體の公布…………… 六八四
 金融統制團體の構成…………… 六八六
 金融統制會の運用…………… 七〇六
 金利平準化運動の再燃…………… 七〇〇
 金利平準化の再低下…………… 七〇三
 起債界の活況…………… 七〇八
 起債市場の統制…………… 七〇八
 起債計畫委員會の設置…………… 七〇八
 起債市場對策…………… 七〇八
 銀行合同促進策…………… 七〇八
 銀行減配整理…………… 七〇七
 銀行營業改善…………… 七〇七
 銀行検査課の設置…………… 七〇六
 銀行土曜中休認可…………… 七〇六
 銀行の内容充實…………… 七〇六
 銀行の成績低下…………… 七〇六
 銀行の整理進捗…………… 七〇六
 銀行勘定の變化…………… 七〇六
 銀行政策の轉換…………… 七〇六
 銀行の業績…………… 七〇六
 銀行獨立性強化方針…………… 七〇六
 銀行經營の合理化力説…………… 七〇六

銀行検査方針の刷新…………… 七〇七
 銀行減配の徹底…………… 七〇七
 銀行局の擴充…………… 七〇七
 銀行の貸出停頓…………… 七〇七
 銀行合同の推移…………… 七〇七
 銀行等資金運用令の公布…………… 七〇七
 銀行の貸出鈍化…………… 七〇七
 ケの部
 組合金融に對する統制強化…………… 七〇七
 組合金融の新編成…………… 七〇七
 原因…………… 七〇七
 協會設置理由…………… 七〇七
 現地調辦主義への移行…………… 七〇七
 計畫化の效果と其の影響…………… 七〇七
 結果…………… 七〇七
 コの部
 國際決済銀行に本邦銀行参加…………… 七〇七
 國債銘柄別移動調査…………… 七〇七
 國債局の新設…………… 七〇七
 國債レンジゲイト開引受に依る公債發行…………… 七〇七

七三八
 國家總動員法の制定…………… 七〇七
 國民貯蓄組合法の制定…………… 七〇七
 國際金融への進出…………… 七〇七
 公債消化力の前途…………… 七〇七
 公債政策に對する高橋藏相の聲明…………… 七〇七
 公債消化に關する措置…………… 七〇七
 公債の果増…………… 七〇七
 公債消化の鈍化…………… 七〇七
 合同の質的變化…………… 七〇七
 今後の整理方針…………… 七〇七
 高金利の修正と國債優遇策…………… 七〇七
 高度計畫化の樹立…………… 七〇七
 近衛内閣成立と其の財政經濟政策…………… 七〇七
 サの部
 産業調査會の設立…………… 七〇七
 三分半利公債の出現…………… 七〇七
 三大原則の確立理由…………… 七〇七
 債券發行銀行の積極的融合…………… 七〇七
 財政の飛躍的膨脹…………… 七〇七
 財政金融基本方針要綱の發表…………… 七〇七
 シの部
 震災手形整理案…………… 七〇七
 震災手形整理法決定…………… 七〇七

震災手形整理委員會…………… 六八八
 支拂整理令の發布…………… 六八八
 昭和銀行の設立…………… 六八八
 市場遊資の引上げ…………… 六八八
 株價安定融資補償法の適用…………… 六八八
 正金の身買越問題…………… 六八八
 庶民金融機關の整備改善…………… 六八八
 庶民金庫の設立…………… 六八八
 商工組合中央金庫の設立具體化…………… 六八八
 資金備在率の強化…………… 六八八
 資本逃避防止法の制定…………… 六八八
 資金統制の強化…………… 六八八
 資金統制の前進…………… 六八八
 資産凍結令の發動…………… 六八八
 支店、出張所の整理…………… 六八八
 支店、出張所の新設許可…………… 六八八
 進捗する銀行合同…………… 六八八
 新銀行法の公布…………… 六八八
 新銀行法の實施延期運動…………… 六八八
 新日本銀行の本質と機構…………… 六八八
 信用組合と地方銀行の利率協定繼續…………… 六八八
 事業會社の救済…………… 六八八
 事業資金の融資範圍擴大…………… 六八八
 事業の影響…………… 六八八
 社債引受機構の擴充…………… 六八八

時局特別貸出…………… 六八八
 時局共同融資團の結成…………… 六八八
 自治調整團の結成…………… 六八八
 自治調整に對する統制強化…………… 六八八
 十六年度の貯蓄實踐…………… 六八八
 十七年度の豫算額…………… 六八八
 スの部
 水曜會の結成…………… 六八八
 セの部
 政府の災害對策…………… 六八八
 政府への支援を要請…………… 六八八
 政府の金融緩和と工作…………… 六八八
 政府機關の動員…………… 六八八
 政府支拂調整協議會の設置…………… 六八八
 積極的の特融回政策…………… 六八八
 積極的融資策…………… 六八八
 積極化する銀行合同の主因…………… 六八八
 制定の意義…………… 六八八
 制定の目的…………… 六八八
 鮮臺銀券の發行制度改正…………… 六八八
 戰時金融金庫の設立…………… 六八八
 船隻擴充問題…………… 六八八
 全國銀行一齊休業…………… 六八八

全國銀行主任會會議…………… 六八八
 全國貯蓄銀行協會の創立…………… 六八八
 全國農工銀行の利率引下…………… 六八八
 全國地方銀行協會の設立…………… 六八八
 全國金融統制會の設立…………… 六八八
 ソの部
 總動員法第十一條の發動…………… 六八八
 租稅政策の變革…………… 六八八
 造船金融の繁忙…………… 六八八
 増配の許可…………… 六八八
 タの部
 臺灣銀行の休業…………… 六八八
 臺灣銀行調査會…………… 六八八
 臺灣銀行引受物件處理委員會設置…………… 六八八
 臺灣の特別融通損失額決定…………… 六八八
 臺灣中部の震災…………… 六八八
 大銀行の地方支店引揚げ…………… 六八八
 高橋藏相の金融政策…………… 六八八
 高橋藏相の意見と特別金融制度調査會の設置…………… 六八八
 滯貨生糸の買上げ…………… 六八八
 短資市場調整工作…………… 六八八
 第二種綜合課稅問題…………… 六八八

第二次近衛内閣の成立……………三〇三
第七十六帝國議會……………三〇三

チの部

朝鮮銀行令の改正……………三〇一
朝鮮銀行の進出……………三〇一
朝鮮、臺灣兩行の限外發行稅引下……………三〇七
朝鮮銀行の滿洲引揚と中支進出……………三〇一
朝鮮金融機構整備問題……………三〇三
朝鮮銀行券の北支引揚と朝鮮金融機構整備問題解決……………三〇三
中心的金融機關の出現と三和銀行の設立……………三〇三
中小工商業轉換資金の設定……………三〇三
中小企業の金融救済策……………三〇七
中央、地方の聯携強化……………三〇八
地方銀行の増配抑制と金利平準化運動の萌芽……………三〇三
地方的の合同……………三〇七
貯蓄銀行法……………三〇三
貯蓄銀行法の改正……………三〇九
貯蓄銀行の投資範圍擴張……………三〇一
貯蓄債券の發行……………三〇九
貯蓄の目標……………三〇九
貯蓄の實踐……………三〇九

貯蓄獎勵の強化……………三〇三
調整法の内容……………三〇三
調整法の改正強化……………三〇六

ツの部

通貨の膨脹……………三〇九
通貨膨脹對策……………三〇九
通貨膨脹の對策……………三〇三

テの部

抵當證券法の制定……………三〇六
帝人事件……………三〇三

トの部

當時の金融情勢……………三〇一
當時の無資格銀行……………三〇六
當時の金融界……………三〇三
特別融通利率の引下……………三〇三
特別融通の締切……………三〇六
特別銀行の支店増設……………三〇七
特別銀行と地方銀行の聯携強化策……………三〇九
東西手形交換所の金解禁即行決議……………三〇六
東京府農工銀行の合併……………三〇三

ナの部

内閣の更迭……………三〇八
南方開發金庫の設立……………三〇三

ニの部

日本銀行特別融通及び損失補償法の公布……………三〇六
日本銀行の銀行検査……………三〇六
日本銀行の解業準備……………三〇一
日銀の公開市場操作……………三〇一
日本銀行券發券制度改正……………三〇一
日本銀行金買入法……………三〇三
日本銀行特別融通期限延長……………三〇六
日本銀行金買入法の改正……………三〇九
日銀の職制改革……………三〇八
日本銀行の實質的變化……………三〇三
日銀取引の範圍擴大……………三〇三
日本銀行の滿支進出……………三〇三
日本銀行券の舊具的影響……………三〇七
日本銀行發券制度改正……………三〇七
日本銀行國稅代理店の創設……………三〇一
日本銀行改組の要請……………三〇六
日本銀行法の公布と新公定歩合の發表……………三〇六
日銀改組と共に招來せるもの……………三〇六

ミの部

三井の聲明……………三〇三

ムの部

無資格銀行の猶豫期間切迫……………三〇三

ユの部

輸出補償法の公布……………三〇九
輸出資金前貸損失補償制度……………三〇九
輸出補償法の改正……………三〇六
結城總裁の登場……………三〇三
結城藏相の銀行政策……………三〇一
郵便貯金利率引下げ……………三〇三
融資聯盟の結成……………三〇六
融資の積極化……………三〇三
四年の金融界……………三〇三
横濱正金銀行の正貨現送と金融懇談會の開催……………三〇七
預金部手持社債の解放……………三〇三
臨戰態勢の銀行政策……………三〇三

リの部

臨戰態勢の銀行政策……………三〇三

ノの部

農工銀行の據頭……………三〇八
農村金融の不振……………三〇七

ヒの部

廣田内閣の退場……………三〇〇
廣瀨大藏次官の登場……………三〇〇
非常時體制より準戰時體制へ……………二七六
非常時對策への措置……………六四〇
非常時金融對策……………六四七

フの部

不動産協會の設立……………三〇九
不動産銀行の業法改正……………三〇七
不動産資金化問題……………三〇三
不動産融資と大藏當局の方針……………三〇六
不動産銀行の活動……………三〇八

昭和十八年三月十五日初版印刷
昭和十八年三月二十五日初版發行(三〇〇〇部)

昭和金融政策史奥付

●定價金六圓五十錢



(出文協承認)
ア350028號

著者

八尾正雄

發行者

東京市京橋區銀座西七ノ一
皇國青年教育協會

代表者

大谷保

印刷者(東京四)

東京市牛込區西五軒町五二
帝國法規出版株式會社印刷工場

代表者

白井祐吉

發行所

東京市京橋區銀座西七ノ一

皇國青年教育協會

振替東京三〇〇〇六六三
電話銀座六六〇一六六三
會員番號一一〇〇六〇

配給元

東京市神田區淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社

<p>(文部省推薦) 歐洲の首都伯林より</p>	<p>フランス再建</p>	<p>變貌の歐洲(繪と文)</p>	<p>戦争する石油</p>	<p>戦略と戦術</p>
<p>薩摩雄次著 B 六判・輕装 定價 二圓 送料 十五錢</p>	<p>井出淺龜著 A 五判・函入上製 定價 二圓三十錢 送料 二十錢</p>	<p>關口俊吾著 A 五判・函入上製 定價 四圓五十錢 送料 二十錢</p>	<p>神原泰著 B 六判・上製函入 定價 二圓 送料 十五錢</p>	<p>陸軍少將 伊藤政之助著 B 六判・輕装 定價 二圓 送料 十一錢</p>
<p>世界は轉換した。今や獨逸第三帝國を中軸として 巨大な歐洲大聯邦の齒車は組立てられやうとして ゐる。その渦動の眞只中に起ち濺刺たる建設の鼓 動を傳へたる世紀の名著。</p>	<p>經濟・財政・政治・文化等あらゆる方面よりフラ ンス敗戦の眞因を相關的に究明し、「祖國・家庭・ 勞働」の新國是の下に駆起する若きフランス再建 の實情を展開す。眞に類書中の白眉なり。</p>	<p>滯歐五年、フランス國立美術學校卒業に日本人と して前例なき一等賞を獲得したる著者が、硝煙漫 を歐洲の實相を畫に文に活現して祖國に捧げる心 血の書、絢爛たる精彩に藝術の香は高し。</p>	<p>石油の争奪は國家の生存權を左右する。國民は石 油を廻つて死闘する世界の様相を眞剣に把握し洞 察し、來るべき時代を豫見せよ。著者は職域の事 間的立場より、石油戦の實相を解剖し盡した。</p>	<p>兵法を孫吳の外に求める。戦史研究家として磐石 の地歩を占むる將軍が、その蘊蓄をかたむけて、 大東亞戦争に至る間の古今東西を通じての大戦略 大戦術を、研究的に而も平明に興趣深く解明す。</p>

(呈贈録目書圖じ應に込申御)

433
3



